

10th Anniversary

10周年記念誌 & 子どもオンブズ・レポート2008

2009(平成21)年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例〔平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

川西市子どもの人権オンブズパーソン 10周年によせて



川西市長 大 塩 民 生

「川西市子どもの人権オンブズパーソン」は、平成 11 年 4 月の設置以来 10 周年を迎えました。振り返りますと、平成 6 年に「子どものいじめ」が全国的に大きな社会問題となり、本市でも平成 7 年に「子どもの実感調査」を実施した結果、いじめられた経験があるという子どもが多く、「生きているのがとてもつらい」と答えるなど子どもたちの悲痛な叫び声が聞こえてきました。

いじめや虐待などで苦しむ子どもからの S O S を受けとめ、子どもたちの人権を守り不断に確立していくシステムとして、「子どもの人権オンブズパーソン制度」の創設が「子どもの人権と教育」検討委員会から提言され、平成 10 年 12 月には「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定。翌年全国で初めて、市長の附属機関として、条例による子どもをいじめ等からの人権侵害から救済するための公的第三者機関が誕生したのです。

この 10 年間、オンブズパーソンの皆さまには、子どもの話を丁寧に聴き、気持ちをしっかり受け止めながら、子どもに寄り添い、代弁者として、相談者と関係機関の間に入り、調整役として問題解決にご尽力いただきましたことに敬意を表します。また、子どもの人権救済を図るため、本市の機関に対し、是正や改善を求める提言をいただき、その都度、改善が図られてきましたことにも深く感謝いたします。

昨今、いじめにより子どもが自らその命を絶つという痛ましい事件が発生しており、残念ながら、私たちの周りからいじめや虐待などで人を傷つける行為がなくなりません。今、おとなが未来を担う子ども一人ひとりの人権を尊重し、安心して豊かに育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、「子どもの権利条約」に基づき、常に子どもの最善の利益に沿って、子どもとおとなが共に生き、ともに認め合える「共感・共生のまちづくり」を進めていくことが求められています。

今後も子どもの人権オンブズパーソンが、子どもの人権が大切に守られるように「人と人とをつなぐ第三者」として、また、子育て子育てに関わるセーフティネットとして、市の関係機関と連携しながら、その役割を担っていただきますよう期待いたします。

平成 21 年 3 月



10周年を迎えて

代表オンブズパーソン 羽下大信

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、この 2009（平成 21）年 3 月で、活動を始めて 10 周年を迎えます。次の世代を生き、そして担う子どもたち。その子どもたちが育っていく条件を十分に確保することなしには、われわれの未来もありえないでしょう。

子どもは未来からの難民、老人は過去からの難民、という言い方があるそうです。彼らが生活強者の圧力や皺寄せを受けやすいことは確かです。また、生活強者は、自分自身が社会の果実を大なり小なり享受していること、そして、自分が強者として存在すること自体が、そうではない人に対して圧迫者となり影を投げていること、そのことにあまり自覚的・実感的ではないようです。「え、強者って、それ、私のこと？」というのが大方の反応でしょう。

子ども・障害者・老人を見ると、その社会の健全度がわかる、とも言われます。これまで僅かながら精神障害者にかかわる活動をしてきた私としては、確かにそうだなと思うところがあります。たとえば、日本でもかつては子どもは労働力でした。そうした事態がなくなったのは、つい半世紀前です。では今、子どもたちにはその育っていく条件が十分に確保されているのでしょうか。私たちの前には、その問いにイエスとは答え難い現実があります。現在には現在特有の生きる困難と問題があり、それは、かつてより小さくなったわけではありません。そうした現実が差し出す問題を、ひとつずつ、私たちふうに解いていくこと。少し硬い言葉で言えば、「子どもの人権の個別救済」。それが実行され、また、個人に実感された程度に応じて、この社会の健全度は上がるでしょう。

川西市ではこうした活動を、「オンブズパーソン」の名で、公的な第三者機関として行うことをまちづくりの一環としてきました。ここで、この「第三者」というところが重要です。それは、われわれオンブズが独自に活動できることを意味するからです。

個別救済、公的機関、第三者性。オンブズを創り上げるに当たって、その理念を掲げ、設置に尽力して下さった方たちの見識の高さと熱意、労を惜しまない努力に、今さらながら敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。そしてこの 10 年、この組織は多くの方たちの力の傾注によって、その存在を、なによりも沢山の子どもたちに知ってもらえるようになりました。また、おとなたちとの多種多様なネットワークが創られることで、理念と実践のための生きたチャンネルが生まれてきました。

理念の実行には人が大事なのだと、あらためて感じます。この 10 年はそうした時間でもありました。課題はまだまだあります。子どもたちがその多くの時間を過ごし、その意味でも重要である学校と、そこにおられる教職員の方々との更なる連携などがそれです。

沖縄地方には、「ぬちどうたから 命は宝」という美しい言葉があります。われわれもこの「ぬちどうたから」を護り育て、そしてその結果、それが教え導くことになるよう、尽力したいと思っています。これからもご支援下さい。また、これからをご期待下さい。

2009（平成 21）年 3 月

オンブズパーソン10年間の活動件数

図 I

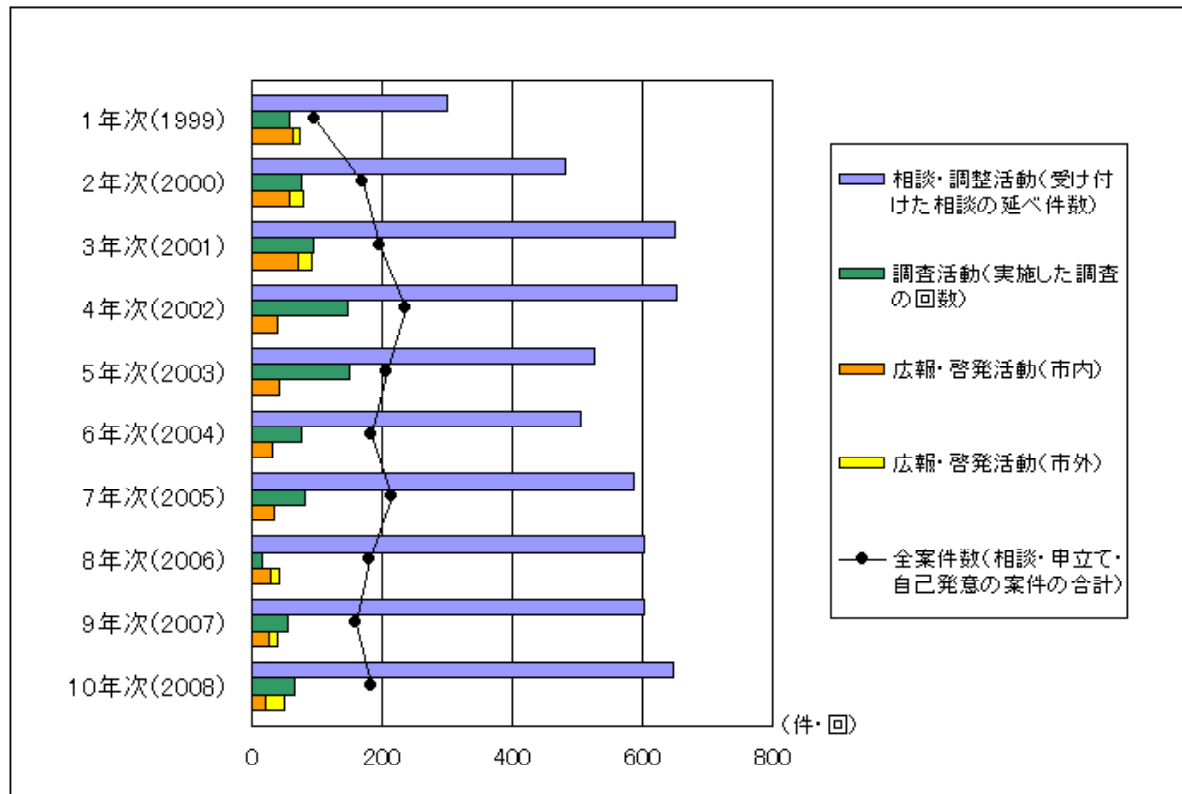


表 I

活動		年次	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
相談・調整活動	延べ件数		300	482	650	653	525	504	588	603	602	648	5555
	案件数		92	167	194	228	201	179	213	179	159	180	1792
調査活動 (申立+自己発意)	実施回数		57	76	96	148	150	77	82	17	55	67	825
	申立件数		4	3	2	8	7	3	2	2	2	3	36
	自己発意件数		1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	7
	調査件数		5	4	3	10	8	4	2	2	2	3	43
広報・啓発活動	市内		63	58	70	40	43	31	33	30	26	22	416
	市外		10	21	22	—	—	—	—	13	14	28	—
全案件数(相談・調査)			97	171	197	238	209	183	215	181	161	183	1835

(注1) 1999年次(第1年次)の相談・調整活動は、6月から12月までの7ヶ月間の集計。

(注2) 調査活動における「実施回数」は、各年次に実施した調査の回数を指す。

(注3) 広報・啓発活動とは、オンブズパーソン等が参加した研修会・学習会等のことである(p.71 表3-1参照)。

(注4) 広報・啓発活動(市外)の2002年次～2005年次のデータは欠損のため省略。

目 次

川西市子どもの人権オンブズパーソン 10 周年によせて 川西市長 大 塩 民 生
 10 周年を迎えて 代表オンブズパーソン 羽 下 大 信

第Ⅰ部 10周年記念 川西市子どもの人権オンブズパーソン10周年を迎えて

第1章	子どもの人権オンブズパーソン制度について	7
	〔1〕 子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
	〔2〕 オンブズパーソンの制度運営について	
	〔3〕 個別救済の主な流れ	
	〔4〕 条例制定までの経過	
	〔5〕 子どもオンブズニュース・この10年	
第2章	10周年によせて	15
	〔1〕 オンブズパーソン座談会 羽下 大信 × 桜井 智恵子 × 泉 薫	
	〔2〕 歴代オンブズパーソンより10周年によせて	
	〔3〕 市民からのメッセージ	

第Ⅱ部 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の2008年次運営に関する報告

第1章	オンブズパーソンの相談・調整活動	37
	〔1〕 2008年次の相談状況（180案件、延べ648件）	
	〔2〕 相談内容	
	〔3〕 相談の特徴（学齢別）	
	〔4〕 相談・調整活動の様子 ―事例紹介―	
	〔5〕 人と人とをつなぐ「調整活動」	
第2章	オンブズパーソンの調査活動等	49
	〔1〕 2008年次の調査状況（4案件、延べ67回の調査を実施）	
	〔2〕 2008年次に扱った調査案件のあらまし	
	〔3〕 条例第6条第3号の規定に基づく提言	
第3章	オンブズパーソンの広報・啓発活動	69
	〔1〕 子どもたちへの広報・啓発	
	〔2〕 おとなたちへの広報・啓発	
	〔3〕 制度・活動に関する問い合わせ・視察	
第4章	オンブズパーソンの会議と情報公開	79
	〔1〕 オンブズパーソン会議の開催状況	
	〔2〕 個々の事例に関する研究協議の開催状況	
	〔3〕 情報公開の対応	
参 考		83
	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
	2008年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿	

第 1 章

子どもの人権オンブズパーソン制度について

- 〔1〕 子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨
- 〔2〕 オンブズパーソンの制度運営について
- 〔3〕 個別救済の主な流れ
- 〔4〕 条例制定までの経過
- 〔5〕 子どもオンブズニュース・この10年

第 1 章 子どもの人権オンブズパーソン制度について

〔1〕子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

（1）川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の目的（条例第 1 条）

この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という）を設置し、もって一人ひとりの子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

（2）オンブズパーソンの職務（条例第 6 条）

< 個別救済 >

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

< 制度改善 >

- ③前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

（3）オンブズパーソンの責務（条例第 7 条）

オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

〔2〕オンブズパーソンの制度運営について

（1）人員体制

①オンブズパーソン：3名（非常勤特別職）

- ・法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係の N P O 関係者等から、市長が委嘱。

②調査相談専門員（通称 相談員）：4名（地方自治法上の非常勤嘱託職員）

- ・オンブズパーソンのアシスタント。平日週 4 日勤務。
- ・子どもや親からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告し、相談を継続し、また調査活動にも携わるなど、日常的かつ継続的な活動に従事。
- ・そのうち 1 名がチーフ相談員となり相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当。

③調査相談専門員（通称 専門員）：6名（地方自治法上の専門委員）

- ・オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。
- ・オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動。

④事務局（行政職）：1名

- ・2004 年度から行政職を 1 名減、相談員を 1 名増とし、より第三者性を確保。

（２）相談活動 （→ p.38）

- ・市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば誰でも相談できる。
- ・電話受付は祝日を除く月曜日から金曜日の 10 時～ 18 時。そのほかの時間帯は、留守番電話で対応。
- ・特徴として、制度開始から子どもからの相談が年々増えている（p.39 図 1-2 を参照）。初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもにも会って話を聴いている。
- ・子ども、親、教職員、市民が容易にアクセスできるように入口を広げ、必要ならば申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じている（子どもの救済プロセスの入口）。
- ・相談は、主に電話、事務局、相談室「子どもオンブズくらぶ」などで行い、子どものニーズに応じて家庭訪問、地域訪問も行う。

（３）調整活動 （→ p.47）

- ・子どもの人間関係の修復、再構築を目指し、対話を通じて人と人をつなぐ。子どもの問題解決のためには、子どもを取り巻く人間関係の変容が必要であり、オンブズパーソンが子どもにかかわりのあるおとな（教員や保護者）などに子どもの心情を代弁し、建設的な対話に努める中で、子どもの最善の利益の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくように関係者に働きかける。調整はソーシャルワーク的な側面を多く持つ。

（４）調査活動 （→ p.50）

- ・条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権（第 11 条）、勧告および意見表明権（第 15 条第 1 項 2 項）を付与。
- ・市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない（条例第 8 条 2 項）」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条）を課している。

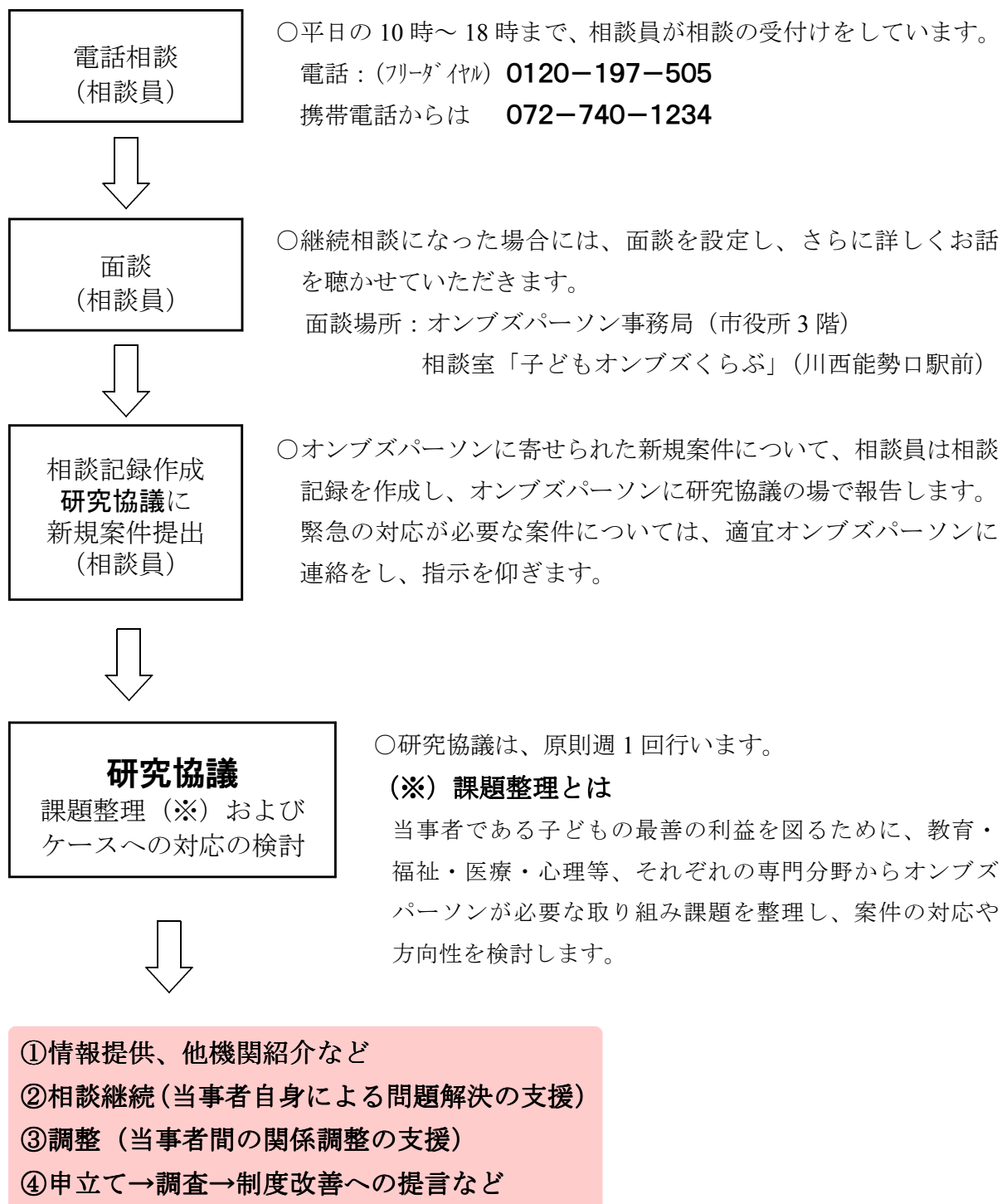
（５）広報・啓発活動—予防的活動 （→ p.70）

- ・オンブズパーソンの職務として「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）と規定。
- ・「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする」（条例第 21 条）

（６）研究協議とオンブズパーソン会議 （→ p.10、p.80）

- ・「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた相談や申立て、調査等について話し合う。
- ・オンブズパーソンが条例の手続きにもとづいて開催される「オンブズパーソン会議（原則公開）」がある。

〔3〕 個別救済までの主な流れ



〔4〕 条例制定までの経過

1994（平成6）年度

- ・ 子どもの権利条約批准（4 月）／国エンゼルプラン（11 月）
- ・ 愛知県西尾市「いじめ自殺」事件（11 月）
- ・ 文部省「いじめ対策緊急会議緊急アピール」（12 月）
- ・ 川西市教育委員会協議会で「いじめ問題」についての協議（1 月）

1995（平成7）年度

- ・ 市教委が「子どもの人権と教育」検討委員会（会長：上杉孝實京大教授。学識経験者と市教委指導主事で構成）を設置（4 月）。
- ・ 同検討委員会で「子どもの実感調査」*1（小 6 中 3 対象）を実施。
- ・ 上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出（10 月）。
その中で「子どもの人権オンブズパーソン」の創設を提言する。

1997（平成9）年度

- ・ オンブズパーソン制度検討委員会（会長：白石裕京大教授。学識経験者で構成）を設置（5 月）。
- ・ 同委員会が「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申（9 月）。
市教委の附属機関としてオンブズパーソンの設置を述べる。
- ・ 上記答申をもとに、オンブズパーソン制度例規等検討委員会（市教委事務局職員で構成）を設置（10 月）。翌年度にかけて学校教育・社会教育関係者等から意見聴取、条例案策定。

1998（平成10）年度

- ・ 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教委定例会で可決（11 月）。
- ・ 同条例案を市議会に上程。議会審議の結果、オンブズパーソンを「市教委の附属機関とする」を「市長の附属機関とする」に修正の後、全会一致で可決。制定（12 月）。
- ・ 同条例の施行（3 月。ただし、一部は 6 月施行）。

1999（平成11）年度

- ・ オンブズパーソン 3 名を委嘱。調査相談専門員 3 名を公募により選任（4 月）。
- ・ 3 ヶ月の準備期間の後、6 月より、相談、申立て等の受け付け開始。

*1 「子どもの実感調査」の結果では、「（過去 1 年ほどの間で）学校でいじめを受けた」という回答は、小学 6 年生の約 4 割、中学 3 年生の約 2 割であった。そのうち、いじめ被害の苦痛を「生きているのがとてもつらいほどの苦痛」と回答したのは、小中学生とも全体の 2～3 %。それらの回答者のほとんどが「何回もいじめを受けた」と回答し、また、「誰にも相談できない」「ひとりでがまんする」と回答。また、子どもの権利条約の内容も条約名も何も「知らない」という小学生は 53 %、中学生 65 %だった。実感調査は 1995 年～1997 年まで毎年実施され、その後は 1 年ごとの実施。1995 年から 1997 年のいじめに関するデータは、ほぼ変化がなく、子どものおかれている現状は厳しいものであった。この調査結果は、オンブズパーソン創設の必要性を議会が一致して確認しあう重要な資料となっている。

〔5〕 子どもオンブズニュース・この10年

2002年

- ・川西市で第1回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム（p.78 参照）が開催。

2004年

- ・2名の事務局（行政職員）が1名に減員し、3名の相談員が4名に増員。その中からチーフ相談員が選任され、行政職員とチーフ相談員で事務局を担当する体制へと変わる。

*子どもからの相談が初めて全体の3割を超える。

2005年

- ・中高生の子どもたち対象の広報活動「子ども☆ほっとサロン」(p.73 参照)を開催(10月)。原則月1回程度、「子どもオンブズくらぶ」に子どもたちが集まり、子どもたちが安心してつながり、語り合う場となっている。

2006年

- ・朝日新聞社説に本制度が掲載される（右下記事参照）。
 - ・ユニセフ（国連児童基金）イノチェンティ研究所上級研究員トロンド・ヴォーグ氏（元ノルウェー子どもオンブズマン）が12月に川西市に視察に訪れ、大塩市長を表敬訪問し、「川西子どもオンブズ制度を国際社会でも広く紹介していきたい」と表明（左下記事参照）。
 - ・大晦日のNHK「週刊こどもニュース」のいじめ特集で川西市子どもの人権オンブズパーソンの活動が詳しく紹介される。
- 3 第3版 2006年(平成18年)10月18日

***子どもからの相談が初めて全体の4割を超える。**



2007年

- ・文部科学省「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に指定（1月）。
- ・文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター編集の『いじめ問題に対する取り組み事例集』に、川西市子どもの人権オンブズパーソンの活動が掲載（2月）。
- ・2007年次の相談活動の特徴として、主訴としての「不登校」の相談が半減。学校に行けない（行かない）という悩み以上に、相談の重点が自分の将来に関する悩みやその背景にある子どもの傷つきに移行している傾向が認められた。また、おとなからの相談内容を総括すると、保護者や教職員の不安が高く、それが子どもの人権侵害にもかかわっている傾向が認められた。*2

2008年

- ・制度運営開始から10年目を迎える。
- ・読売新聞全国版に掲載される（下記参照）。
- ・2008年次の活動の特徴として、「いじめ」が主訴となる申立てや相談が相次ぐ。いじめを受けた子どもは、子ども同士の関係において傷ついている以上に、まわりのおとな（親や教員）に自分の心情を受けとめてもらえないことで傷ついていることが明らかになった。

子ども 権利

④

オンブズ、元気を手助け

△オンブズがなかったら、私は今も一人で、不登校になっていたのかもしれないかも！

オンブズ最
高！自分自身の話を大人が真剣に聞いてくれるだけで、心の救いでした。ありがとう！

兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」に相談に来た、市内の中学生たちは作文にこんな感想を書いた。オンブズパーソンとは代弁者、擁護者といった意味で、語源はスウェーデン語。作文には、学校でいじめに遭って苦しんだものの、オンブズパーソンの手助けを得て元気を取り戻すことができた喜びが綴られている。

「子どもの人権オンブズパーソン」は、いじめや体罰などの子どもの権利侵害を救済する公的第三者機関。1999年、歴

刻ないいじめの問題に対処するため全国で初めて設置された。井上達也や大学教授ら3人がオンブズパーソンとして、専門の相談員と一緒に、子どもからの訴えを聞き、再び元気に生活できるよう支援する。

2007年の相談件数は602件。一般の相談機関と異なり、必要に応じて関係者への聞き取りや関係の調整、行政などに対する改善を求める「意見表明」を行うのが特徴だ。例えば、過去にいじめがきっかけで不登校になった中学生のケースでは、本人や保護者、学校関係者からの聞き取り、意見交換などが42回を数えた。

オンブズパーソンの一人で大阪大学大学院教授の桜井智恵子さんは、「告発や監視ではなく、子どもを中心にして関係者をつなぎ、絡まった糸をほぐすのが私たちの役割」と説明する。そして「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を目指すのが活動

いじめが依然として問題となる中で、こうした第三者機関への関心が高まっている。川西市には昨年、行政機関や議員らの提議が60件あり、川崎市や埼玉県、東京都目黒区など、いくつかの自治体が第三者機関の取り組みを始めている。文部科学省は昨年度から調査研究事業の対象としており、「第三者

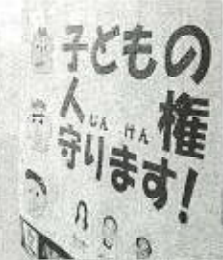
的になかかわりが、いじめなどの対応に有効なのではないか」と期待を寄せる。

最近では、「モンスタースタレイン」と言われる保護者の存在が指摘されているように、保護者と学校との関係がこじれてしまう場合が少なくない。あるオンブズパーソンのもとには「いじめの加害者を転校させてほしい」といった無理難題が保護者から持ち込まれたという。一方で学校側が最初から「うるさい親」との偏見を持ち、親の声を聞こうとしないこともある。

「川崎市人権オンブズパーソン」の庄司洋子さんは、「過剰に介入する親や、対応が不適切な教員など大人によって問題が複雑になり、子ども本人の気持ちが悪くなり、相談している場合がある」と指摘する。対処に困った学校側から相談を持ちかけられることもある。「親でも教員でもない第三者だからこそ、先入観なしに子どもの代弁者として問題を整理し、子どもにとって何が一番かを考えて対応できる」

子どもの権利を守るための、新しい社会の仕組みが求められている。

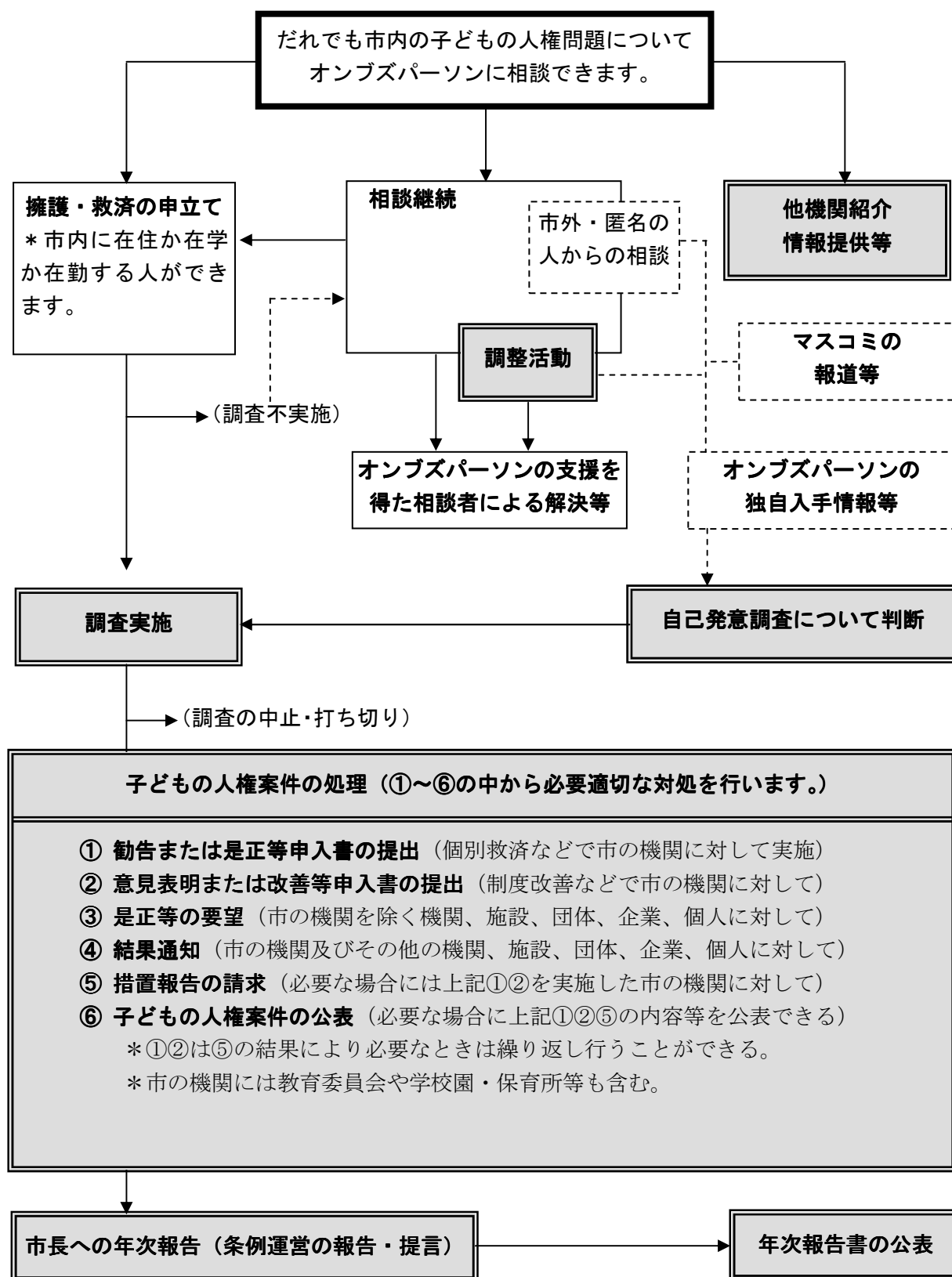
兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」では、子どもとの相談に、ビルの一室に設けたアレイルームを利用している

読売新聞 2008年10月31日掲載

*2 桜井智恵子「個別救済のもうひとつの意味」『子どもオンブズ・レポート2007』p.57-p.63。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



* 図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。

第 2 章

10周年によせて

- 〔1〕 オンブズパーソン座談会
- 〔2〕 歴代オンブズパーソンより10周年によせて
- 〔3〕 市民からのメッセージ

〔1〕オンブズパーソン座談会

子どもの人権オンブズパーソン10周年を迎えて

羽下 大信 × 桜井 智恵子 × 泉 薫

「公的第三者」としての 子どもオンブズパーソンの効果

羽下：1999年、日本で最初の条例による公的第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」が川西市に設置され、今年で10年を迎えました。子どものための「公的第三者」という位置をはっきりと最初から打ち出していることで、手ごたえを感じることはありませんか？

桜井：「第三者」としての立ち位置は非常に意味があると思います。たとえば、困っている子どもと、もう一方の対象との間に「第三者」として入らせていただくことで、緊張がゆるんで思いがけない効果が出てくるということを経験的に感じました。

泉：相談者の中には、「オンブズに相談すれば、“第三者”という立場を活かして、子どもにとっていい解決策と一緒に探してくれるのではないか」という期待感があって、いじめや体罰などの問題だけではなく、進路指導上の問題や、学校給食における食物アレルギー対応の問題など、実に様々な相談がオンブズに寄せられるようになりました。

「子どもを中心として考える」ということが共有されていくと、思いがけずいい形になっていく
桜井



桜井 智恵子(さくらい・ちえこ)
代表代行オンブズパーソン。
2006年4月にオンブズパーソンに就任。大阪大谷大学教授。
専門は、教育学、保育学。

羽下：それはオンブズの活動の選択肢が広いということもあるのでしょうかね。必要に応じてこちらから相談者に会いに行ったり、学校訪問をするなど具体的に動き出します。それは通常の相談機関とは違う活動のしかただと思う。

桜井：フットワークが大変軽いですね。広がりと言えば、今までは多少なりとも緊張関係があった学校側からもだんだんと歩み寄りがあり、オンブズに相談を持ちかけてくださるようになったのは、この10年間の経験が大きいですね。

羽下：学校の先生方が、オンブズに相談することが一つの解決方法だと理解してくださっていることが大変嬉しいですね。

泉：学校で子どもとの関係で問題が起きたとき、先生方がオンブズは子どもの立場に立つ機関だということをわかってなおかつ、必要なときにオンブズを利用してくれるようになってきているのではないかと思います。

桜井：先生方は最初は自分たちのSOSも含めてオンブズに相談しているかもしれないですが、オンブズとのやりとりの中で「子どもを中心として考える」ということが共有されていくと、思いがけずいい形になっていきますね。よく「子どもの権利か、教職員の権利か」ということが議論になりますが、子どもにとっていいことは、教職員や学校にとっても実はいいことだということをオンブズの活動の中で学びました。それを積極的に学校に伝えていくことは大切なことだと思いますね。

羽下：そうですね。オンブズパーソンは、学校を正論で批判するといったニュアンスとして受け取られやすいところがあります。先生を責めるのではなく、どうすることが子どものためになるのかの対話を通じて解決を目指す、というオンブズパーソンのスタンスを関係機関の人たちや市民に対してよりわかりやすく伝えていく必要があると思います。

人と人との関係をつなぐ オンブズの調整機能

羽下：オンブズは、これまで調整機能を大事にしてきました。この点についてはどうですか？

桜井：第一世代の瀬戸オンブズパーソンの文章の中にも調査でさえ「調整的調査」と書いておられましたが、いわゆる厳しいオンブズパーソンではなく、子どもとおとなの関係をつくり直したり、弱い立場の子どもの声を伝えていく、ということでの解決策を模索してきました。

泉：調整機能といっても、おとな同士の利害関係を調整するようなことではなく、子どもの人権擁護の立場で声にならない子どもたちの声を代弁し、そのことを軸として関係を調整していく。そのスタンスがあるから、子どもにとっての調整がうまく機能するのだと思います。

羽下：依って立つ立場として「子どもの人権」という軸がある、ということですね。

泉：オンブズはあくまでも「子どもの利益を図るための第三者」であるから、そのための調整であり、加害者を追及したり糾弾したりということではない。それゆえにかかわる人たちに安心感や信頼感を持ってもらえるのではないのでしょうか。

桜井：そうですね。軸があるというのは、週1回の研究協議の中で、一つ一つのケースについて、徹底的に「子どもにとって最善の利益になっているか」「何が課題なのか」ということを整理し、軸を決めるからでしょうね。ただ、最善の利益は何かというのも子ども一人ひとりによって違うので、難しいし、それは深い話。だから、研究協議でも徹底的に議論をする。そこに私たちオンブズパーソンの活動の特徴があるのかもしれないですね。研究協議は和やかですが、内容はなかなかシビアなところがありますね（笑）。

泉：そうですね。子どものケースについては我々オンブズパーソンであっても、相談員であってもそれぞれの立場で自由に意見を述べ、そしてお互いの意見にも耳を傾け議論をします。一人の視点だけでなく、子どもに対する複眼的な視点があってこそ、子どもへの豊かな理解が深まって、具体的な支援につながっていくのだと思います。

羽下：「人権」という言葉は硬い言葉と受けとめられる傾向があって、私たちが「子どもの人権の観点からいかがか」という議論をしているという想像をもたれがちです。しかし、実際は研究協議の場で「子どもの人権」という言葉を最初から表に出すことはしない。「子どもにとって一番いいことは何か」という話です。それは、調整のことを考えたときに非常に重要だと思うんです。



羽下 大信(はげ・だいしん)

代表オンブズパーソン。

2005年4月にオンブズパーソンに就任。

甲南大学教授。

専門は、臨床心理学、コミュニティ・心理学

学校の先生方が、オンブズに相談することが一つの解決方法だと理解してくださっているということが嬉しい。羽下

泉：そうですね。オンブズの活動では、あくまでも子どもの立場に寄り添って子どもの声を代弁したり、子どもの利益を実現するための必要な対応について具体的な提案をしていく。ストレートに人権という言葉は使わないけれど、一人ひとりの子どもの現状に即して具体的な解決方法について対話を重ねるという作業が、結果的にはすごく相手に伝わるし、説得力のあるものになる。対立の軸として「子どもの人権」という言葉を打ち出すのではなくて、とりわけ「子どもの人権」を守るためには、相互の理解を促進し、関係を修復していくという調整的な考えが重要なのだということが、オンブズ活動を通じて自分自身の中にも根付いてきたと思います。

桜井：なるほど。「子どもの人権」という難しい言葉を、柔らかい言葉にただ置き換えるのではなくて、そこに調整の雰囲気が入っているというのは、そうかもしれない。

泉：これは子どもの人権侵害です、というように一方的に糾弾するのではなくて、起こった事態にはどういう背景があったのか、例えば先生方が忙し過ぎるとか、子どもに良かれと思ってやってしまったという背景が見えてくると、さらにそれを解消するためにはどうしていったらいいだろうというように、具体的に説明することで、問題の共通認識の契機となるのではないかと思います。

桜井：糾弾するようなやりかたはオンブズにはそぐわないことがこの10年ではっきりしてきましたよね。

「子どもの話を聴く」ことの価値

羽下：それと、私もたびたびはっと思うことがあるんですが、当の子どもたちはどういうふうに思っているのかなということをやっぱり聴きたい。子どもたちの意見を意思表示してもらいたいという感覚がスタッフ全員の中に強くある。それは歴代のオンブズの中にも強くあって、大切に実践してきました。子どもに話を聴いてみると、確かにその価値があったなと思うことがありましたね。

桜井：それは本当に多いです。いくつかのケースで、これはこうだろうと想像してたことがことごとく裏切られたり、こちらの思っていることが全然違ったり、実は複雑な思いを子どもが持っていたり、そうでなかったり、子どもに聴いてみないと見えてこない部分があります。

羽下：子どもにとって、自分の意見を言える場が安全であるということがわかると、たとえ小学校低学年であってもちゃんとってくれるんですね。そういう感覚はおとなが子どもにかかわるときにとっても重要なことです。

桜井：そこで思うことは、子どもが安全に安心して話ができる場がとても少ないということです。

羽下：そうですね。それはオンブズが子どもに指導したり命令したりしないで済む、関係者の誰とも利害関係のない第三者であるということの価値でもある。信頼関係がつかれないと言ってくれないところはあるが、当事者の親や先生が「何でも聞いてあげるよ」と言ったとしても、子どもの側には言えない条件がある。それは、当事者として仕方がないこと。そうであれば、そうじゃない（第三者の）ところに行き行って話しをしてごらん、とおとなが子どもに声をかけてくださるとずいぶん違うんですね。

泉：調整の形として理想的なのは、オンブズパーソンが子どもの声を周りのおとなに代弁するだけではなくて、安心安全に子どもが自分の言葉で話すことのできる環境を整えて、最終的には子どもが周りのおとなに自分の気持ちや意見を伝えることを通じて、人間関係が作り直されていくということだと思います。実際にこのような形で、当事者の親子関係が修復されていったという調整ケースがありました。

教育委員会や学校との連携

桜井：10年が経ち、教育委員会との連携はずいぶん進んできたと思われませんが、いかがですか。

羽下：それは、活動の蓄積とその中で出会った人たちとのつながりによってつくられてきたという結果だと思いますね。それから、連携が進んでき

た背景には、オンブズパーソンの専門員に学校経験者の方が入ってくださったことが大きいと思います。オンブズパーソンも教育委員会や学校現場のことがこれまで以上に理解できるようになりました。この10年で関係の歴史がつくられてきましたね。

実施機関と公的第三者機関、それぞれの立場で子どもの救済に向けた連携ができるようになってきていると感じている。泉



泉 薫（いずみ・かおる）
オンブズパーソン。
2007年4月にオンブズパーソンに就任。
弁護士。専門は、児童虐待問題、少年事件。

泉：たとえば、教育委員会と当初は見解が異なるような案件であったとしても、できるかぎり共通理解を目指して対話を重ねてきました。子どもの権利の観点から第三者として意見を率直に伝えさせていただくこともしばしばですが、それを尊重していただき、教育委員会が役割を発揮して主体的に問題解決に取り組んでくださったということがありました。実施機関と公的第三者機関、それぞれの立場で子どもの救済に向けた連携ができるようになってきていると感じています。

羽下：学校の先生方との関係でいうと、オンブズの調整や調査がどういったものかを実際のケースを通じて、実感としてわかっていたことが多かったですね。過去、いろんな経過の中で、オンブズに具体的にかかわってもらった先生が「当事者になってわかる」と言ってくれて、やっぱりそれは大事だなと思う。

桜井：これから目指していくことは多分そこで、オンブズの調査や調整は決して追求モードで動いていくのではないということを見えていただくことは、これからも大切ですね。

子どもとかかわることの可能性

羽下：こちらが想定していなかったような、子どもがいわば自分で自分の事態を切り開いていく力が発揮されるというのを我々は何度か経験しましたよね。あれは我々にとっても大事な経験だし、先生もそういう経験をしてもらおうと、事態はいい方向にいくと思う。

桜井：学校とかかわらせていただく案件で、学校に向いて行って、いい関係がとれたときはほとんどと学校も元気になっているなど感じる。

羽下：閉鎖的な関係では煮詰まってしまうけどどうしても関係が悪くなる。外部とつながることによって子どもとの関係が良くなる、ということを体験してもらいたいですね。それがうまくからむときの手ごたえって、おもしろいと思うんです。オンブズが、学校や教育委員会に貢献できたら、「やっぱり子どもとかかわるのはおもしろいですわ」と言ってもらえるようなところにたどり着けばいいなと思いますね。

桜井：よりよくしていこうというふうにあまりこちらが頑張らなくても、これ以上ひどくならないよ

うにという形で、今の状態をちょっとキープしてもらおうと、ささやかに参加するだけで、こちらが大きな動きをしなくても回りの先生や子どもたちが能動的に動いていく。そういうことってよくあるんですよね。

泉：問題になっている事実関係などが明確にわからなくても、その子どもの置かれている学校での状況や家庭環境などがちょっと見えるだけでも、先生たちの子どもたちへのまなざしが温かくなって、事態が動いて変わることがあるんですよね。

桜井：だから、びっくりするんですよね。それはドアがあくってという感じです。二者の関係の中でよどんでいたものがドアが開いて風が流れると事態が動くということですよ。

泉：子どものためにどうしたらいいのか一緒に考える、というスタンスで、オンブズは活動が続けられました。このスタンスは、子どもの問題解決の手法として、一つのモデルを示していると思います。

先生たちの子どもたちへのまなざしが
温かくなって、事態が変わる。泉

子どもが安心して
いきいき育っていく
まちづくりに
貢献したい。
羽下



学校といい関係が
とれたときは、
どんどん学校も
元気になっている。
桜井

10年を振り返って、これから

羽下：川西のオンブズパーソンは、地方自治体において、子どもにかかわる問題を主体的に解決していこうと、子どもたちのSOSを積極的に受けとめて、そこから具体的な子どもへの支援を展開しようとはじまった制度です。どこにもない新しい制度でしたから、10年間試行錯誤の連続でした。学校の先生、行政職員のみなさん、市民のみなさん、子どもたちとのつながりと協力によって、この制度が徐々につくられてきたと言えるのではないのでしょうか。10年間の経験で学んだことは、子ども

の問題を解決するためには、子どもが安心して希望を持って生きられるような人間関係を再構築すること、そのためにも、子どものまわりのおとなを支えていくことが大切、ということでした。オンブズのこのスタンスは、少しずつですが、浸透してきているのではないかと思います。今後も、子どもが安心していきいきと育っていくことのできるまちづくりに向けて、関係機関のみなさん、市民のみなさん、子どもたちとつながり合いながら、オンブズパーソンの活動を通して、貢献をしていきたいと思っています（終）。

【2】歴代オンブズパーソンより10周年によせて

1999年に4月に、野澤正子さんをはじめ、3人のオンブズパーソンが市長から委嘱を受け、日本で最初の公的子どもオンブズパーソン活動が開始されました。この10年間で、オンブズパーソンに就任したのは、11人（現役オンブズパーソン3人含む）です。ここでは、歴代のオンブズパーソンと調査相談専門員が、川西市の子どもたちの権利擁護活動に携わった経験を踏まえ、10周年によせる思いを執筆しました。

野澤 正子	「子どもの権利実現へのおとなの責任と親・教員への支援の必要性」
瀬戸 則夫	「子どもオンブズ立ち上げの4年間と弁護士パーソン」
堀 正嗣	「子どもエンパワメントの実践としてのオンブズパーソン」
田中 文子	「いただいた宝物を生かしつづけたい」
川端 利彦	「児童青年精神科医としてオンブズパーソン活動に参加して」
石田 文三	「子どもの気持ちを大切に」
池谷 博行	「川西市子どもの人権オンブズパーソン10周年によせて」
塚野 喜恵	「私と子どもオンブズ活動」
住友 剛	「市内のおとなは条例第2条の再確認を」
横井 真	「オンブズ活動10年の月日のなかで」
福田みのり	「オンブズパーソン制度と私」
生田 収	「子どもとのかかわり」
森澤 範子	「子どもを大切にすることは未来につながること」

子どもの権利実現へのおとなの責任と 親・教員への支援の必要性

野澤 正 子 (のざわ・まさこ)

元オンブズパーソン(在任期間: 1999 年 4 月～ 2002 年 3 月)。

千里金蘭大学教授。専門は児童福祉、保育、社会的養護、子育て支援。



子どもの声なき声を聞き、その人権を守り、また救済し、世の中に子どもの人権の存在を知らしめていく、そんな制度として、日本で初めて子どもの人権オンブズパーソン制度が 10 年前、川西市に誕生しました。その初代オンブズパーソンに選ばれ、3 年間勤めさせていただいたことは、この上なく光栄なことでありました。まずこの制度の意義を人に伝え、実際に子どもの人権を確実なものにするケースへの取り組みによって、この制度を定着させていくことが、当初の大きな課題でした。そのために、いろんな市民に会い、子どもたちや教員にも会ってこの制度を説明し、実際のケースでは子どもの家や学校を訪ねました。

これらの経験は、当然のこと、私の児童福祉研究にも刺激を与えてくれました。子どもの人権・権利はおとなの権利とどう違うのか、第三者機関がなぜ必要なのか、そしてなぜ川西市のこの制度が他市に広がっていきにくいのか等々は、今でも問い続けている課題です。

現在、取り組んでいる、社会的養護を受けている子どもたちについて言えば、施設入所と同時に全員に、各府県作成の「子どもの権利ノート」が配布されています。そのノートには、権利救済の第三者機関として児童相談所職員やその他施設児童のための権利擁護委員会などの名前または電話番号が記されていて、その意味では、子どもの権利や第三者機関についての認識が不十分ながら広がっているといえるでしょう。

しかし問題は、子どもの権利そのものの理解が十分ではない点です。「権利ノート」は子どもに手渡されるだけで、「権利ノート」をおとなの側の問題として捉える意識は、一部の県を除いて、十分ではありません。

子どもの人権は、まずおとなによって子どもがしっかりケアされその生存や生活の連続性、発達に必要な環境が供給・維持されるところから始まります。そしておとなによる支持があって、はじめて子どもは、自分の権利を確実に生き、実現していきます。さらに成長に伴う生活の広がりに応じて、権利に伴う責任・義務も教えられていくべきでしょう。

また子どもの人権・権利は親や教員のそれと対立する局面を持つのですが、究極は親や教員の人権と密接につながっているということも認識されるべきだと思います。子どものためになる制度は同時に親や教員を支援する制度としても存在していくことが求められ、敵対するのではなく誰にも愛される制度として発展していくことが必要だと思っています。

子どもオンブズ立ち上げの 4年間と弁護士パーソン

瀬戸 則 夫（せと・のりお）

元オンブズパーソン（在任期間：1999年4月～2003年3月）

弁護士。元日弁連子どもの権利委員会委員長。専門は、教育法、少年法、児童虐待など。



私は、初代パーソンに選任されましたが、子ども救済のための画期的な公的制度の一員となったことに、大きな誇りとやりがい感で一杯でした。私のパーソンとしての4年間は、画期的なこの制度が子どもを含む市民と学校・行政に受け入れてもらって定着させることの方策と実践を試行錯誤していた日々でした。日本にも世界にも類例のない制度でしたから、毎週一度全メンバーで激論を戦わしていました。内部で伝説となっている「堀・瀬戸バトル」もその一コマでした。案件の取り扱いを協議している際に、子どもと関係者のエンパワーのために、オンブズパーソンとスタッフが寄り添っていくことを強く重視する堀さんの経験と識見が、多数者の意識も併せて重視して案件の扱いをすべきとする弁護士感覚と激突していたものでした。メンバー一人ひとりの子どものための真剣な姿勢が今も懐かしく思い出されます。

元オンブズパーソンとしては、川西市の方々の理解とその後のメンバーの方々のご努力により10周年を迎えることができ、本当に感無量です。

私自身にとっても、この4年間は、子どもに関わるおとなにとって不可欠の視点をいくつも獲得する機会となりました。弁護士活動だけでは決して得られなかったものです。10周年の私の思い出として、いくつかご紹介します。

（1）親は「わが子」重視で、教員は「集団」重視。しかし子どもは双方に身を置いていて、どちらの感覚も大体よく分かっている。

（2）司法機関の作用は過去の出来事を掘り起こして意味を与える考古学的なものであるが、子どもにとっては、過去よりも現在と近い将来が決定的に重要である。弁護士の接する親は前者の感覚が強いようで、学校教員は後者に近い。

（3）第三者が「子・親・教職員」の関係に介入する視点は「子どもがどう感じているか、どうしたいか」を中心に据えることでないと、子どもの本当のニーズに合致しない。

（4）学校などにおける子どもを巡るトラブルにおいて、「子どもの意見表明権」の保障が決定的に重要である。

（5）子どもを巡るおとな間の相互理解を図る調整活動を進めるとき、パーソンとスタッフが、親の子どもを巡る思いの文書化に手助けすることで、大きな力を発揮することがある。

子どもエンパワメントの実践としての オンブズパーソン

堀 正 嗣 (ほり・まさつぐ)

元オンブズパーソン(在任期間: 1999年4月～2002年3月)

熊本学園大学准教授。専門は、障害児教育、ソーシャルワークなど。



私は、オンブズパーソンに就任したときに、子どもエンパワメントを基盤にしたオンブズパーソン活動をつくらなければならないと考えていました。日本ではタテ社会の中で、上の者から下の者への人権侵害が起きます。親から子どもへの虐待や学校や施設での体罰、先輩後輩間のいじめなどは日本のタテ社会の構造が子ども差別として具現化したものです。もしオンブズパーソンが水戸黄門のように、より強力な権力によって悪代官を懲らしめてくれるものにとらえられてしまえば、このタテ社会の構造を強化するだけに終わります。子どもの権利擁護とは、子どもをおとなと同じ尊厳や力を持った権利行使の主体として尊重できる社会をつくるということです。そのためには、子ども自身が問題解決の主体となることで自己や他者への信頼や奪われた力を取り戻し、そして周りのおとなが子どもの尊厳や力に気づくことができるように支援していく必要があります。これがエンパワメントです。

もう一つエンパワメントには、人と人をつなぐという大切な意味があります。エンパワメントは個々人が力をつけることではありません。そのように考えると個人主義・能力主義に陥り、「できるーできない」で人を差別することになってしまいます。そうではなくて、切れてしまった人と人とのつながりを結び直すことがエンパワメントです。そのような「もやい直し」によって、「傷つけー傷つけられる」ことによって奪われた力や尊厳、人への信頼が取り戻されるのです。エンパワメントとは人々の良心に働きかけることで、闘争ではなく和解をもたらすことです。それが子どもの最善の利益につながるのです。

私が模索してきたエンパワメントを基盤にしたオンブズパーソン活動が、10年の歩みの中で子どもオンブズワークとして発展してきたことは嬉しいことです。日本のすべての子どもたちの希望である川西の子どもオンブズパーソンを、今後も仲間と一緒に支え発展させていきたいと思います。

いただいた宝物を生かしつづけたい

田 中 文 子 (たなか・ふみこ)

元オンブズパーソン(在任期間: 2002 年 4 月～ 2006 年 3 月)。

(社)子ども情報研究センター所長。

専門は、人権教育、人権保育、子育て支援など。



私は、2002 年度から 2005 年度までオンブズパーソンをつとめました。この 4 年間、少なくとも週に 1 回、遠い川西市に通うことは大変だったのですが、両手にあふれる宝物をいただいたと感じています。日本で初めての制度なので、どこかを参考にすることはできません。でも、だからこそ、目の前の相談内容からみえてくる子どもや保護者の現状に向きあい、学校や地域など周囲の現状を勘案し、どうすれば、子ども自身が納得し、もう一度前に進んでいこうと思えるのか、オンブズとして何ができるのか、何をしなければならぬのか、各人が持てる経験と知識を出し合って、一生懸命考えました。

そんな 4 年間の中で、私が心に刻んだこと。まずは、子ども自身の力の大きさです。考える力、自分の気持ちを見つめる力、親や先生等他者の立場を思いやる力の大きさを感じ、また、それを抑えつけて子どもに諦めを積み重ねさせていくおとな社会の力の強さも感じました。子どもは教育や指導の対象であり、おとなの指示に従うことが大切だという考え方が根強くあります。けれども、子どものしんどさは、子どもにたずねなければ分かりませんし、おとなには見えていないことが子どもには見えていたり（もちろん、その逆もあります）するので、まずは、子どもの気持ちや考えていることをよく聴くことが重要だということ。これは、子どもの権利条約に書かれた「子どもの意見表明権」の具体化です。

もうひとつは、オンブズ制度は黄門様の印籠ではないということ。正義を振り上げて学校等に迫っても問題は解決しない。学校には学校としての目標や日常的な努力があるのであって、そこを十分に話し合える態勢が必要でしょう。学内の問題を学内で解決できないようでは、学校の力量が問われるという考え方が強いように思われます。そうではなく、第三者機関であるオンブズ等とも連携して解決していけることが学校の力量であるという認識が社会の中につくられていくことを願います。

オンブズを離れて、子どもの権利擁護の活動に携わっていますが、子どもの人権侵害の現状は厳しく、学校等と共通理解をつくっていくことが困難を極める場合もあります。オンブズ制度にある勧告権限の重要性もまた感じているところです。

児童青年精神科医として オンブズパーソン活動に参加して

川 端 利 彦（かわばた・としひこ）

元オンブズパーソン（在任期間：2002年4月～2005年3月）

児童精神科医。専門は、児童精神医学。



川西市での活動に参加するまで、私は「オンブズパーソン」ということについてほとんど知識がありませんでした。しかし、いざ参加してみて全く違和感を感じないどころか、私の日常の仕事である「子どもに出会う、子どもをみる」ということについて、共感するところが多く、それ以上に改めて学ぶところが多々あって、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

私が今もって、オンブズの活動に参加できてよかったと思っていることは、次のとおりです。

1. まずは子どもに出会い、子どもの話を聞くことから始められることが多かったこと。
2. 家庭訪問をして、家庭、地域社会での子どもの生活状況を踏まえて、あらためて子どもの問題を考えることができたこと。

私が理想としていながら、ただ、病院の椅子に座っていたのでは体験できなかったことが、ごく当たり前のようにすすめられていることに感動したこと。

3. 学校の教員に会って話を聞き、また、学校に出かけて学校全体の雰囲気を知ると同時に、そこで子どもの様子を知ることができたこと。

4. 週1回のオンブズパーソンの研究協議で、他の二人のオンブズパーソンおよび三人の優れてユニークな相談員と意見を交わすことができたことなどです。

これを、今の多くの医療の現場と比較して考えますと、多くの医者は、診察室に座って、ことに子どもの場合には、親や付き添いの人の話を聞くだけで、後は検査をしたり、薬を出すことに終わりがちです。今の医療の場では、それ以上のことができにくくなっています。

このことは、臨床心理士（カウンセラー）といわれる人たちの場合にも共通しているのではないかと思います。

子どもの気持ちを大切に

石 田 文 三 (いしだ・ぶんぞう)

元オンブズパーソン(在任期間: 2003 年 4 月～ 2005 年 3 月)。

弁護士。専門は、学校問題、子どもの虐待など。



私は 2003 年 4 月から 2005 年 3 月までオンブズパーソンをつとめさせていただきました。就任直前に市議会でオンブズパーソンの存続が問題とされ、この制度の大きな危機を迎えていました。その緊迫した状況で開かれたある会合で、オンブズパーソンらに対して、「何を一番大切にして活動しているのか」との質問があり、これに対してみんなが異口同音に、一人ひとりの子どもの気持ち（意見）ですと答えました。私は弁護士として、少年非行や学校問題、子どもの虐待などに長く関わり、その体験から、子どもの気持ち、子どもの力こそが大切だと考えるようになっていたのですが、この答えを聞いて、川西市のオンブズパーソンには、私と同じ実感をもった人たちが集まっておられるのだと確認でき、驚くとともにふるさとに戻ったようなうれしさを覚えたのでした。その後、行政の方々や市民のみなさんの力強いバックアップを得て、オンブズパーソンの存続が決まりましたが、私には、自分のふるさとが守られたような格別の喜びがありました。

このようにオンブズパーソンが最も大切にしているのは、子どもの気持ちであり、子ども自身の成長する力です。私たちの憲法は、国民の一人ひとりが「幸福を追求すること」を最大限に尊重すると定めています。子どもにとっては、自分の力を思いっきり使って成長することこそが幸福であり、その力を大切にすることが子どもの人権の尊重にほかならないのです。

ではオンブズパーソンはどんなふうに子どもの気持ちを大切にしているのでしょうか。それはたった一つ、子どもの気持ちを一生懸命に聞くことと言っても過言ではありません。

「えっ、そんな（簡単な）こと？」と驚かれたか。しかし、子どもは案外と自分の気持ちを聞いてもらえていないと感じているものです。ですからおとなが子どもの気持ちにしっかりと耳を傾けると、子どもはそのおとなを信頼するようになります。そして相手を信頼すると、もっと素直に子ども自身の気持ちを話すようになり、またおとなの言うことも素直に聞き入れるようになっていきます。たとえば先生に叩かれて不登校になった A 君という子がいましたが、A 君と何度も会って、A 君の話をしっかり聞いていると、A 君自身が自分にも悪いところがあったから先生が叩いたのだと理解するようになりました。そして先生も体罰をする必要はなかったと反省され、A 君は再び登校することができたのです。

子どもの気持ち、子どもの力を大切にするというオンブズパーソンの理念が、これからも活かされ発展されることを心から願っています。

川西市子どもの人権オンブズパーソン 10周年によせて

池 谷 博 行 (いけたに・ひろゆき)

元オンブズパーソン(在任期間: 2005 年 4 月～ 2007 年 3 月)。

弁護士。専門は、少年事件など。



私は、2005 年 4 月から 2007 年 3 まで川西市子どもの人権オンブズパーソンをしていました。その 2 年間の感想は、2006 年次報告書に書きましたので、それを見ていただければ幸いです。

さて、子どもの人権オンブズパーソンを退任して 2 年近くになりますが、現在の子どもを取り巻く状況は悪い方向に向かっているように思います。特に、子どもに対して厳しく対応するべきだという声がかんたん大きくなってきています。それは、子どもは未熟であり、子どもに考えさせ、理解させるより理屈抜きで命令した方がいいという考え方だろうと思います。そして、その命令に素直に従う子どもが良い子だと評価されるのです。

確かに、子どもは未熟ですが、未熟なりに考える力があります。そして、おとなが子どもに対して、その子どもが分かるように説明したり、ヒントを与えたりして、一緒に考えれば、子どもなりに理解し、解決する能力もあります。命令して従わせれば手っ取り早いですが、子どもが納得して従うのと比べれば、その後の状況は全く違うものとなるでしょう。

川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度は、子どもと一緒に考えて、子ども自身が理解し解決していくことを手助けしていく機能を持っています。

私も、子どもたちがオンブズパーソンの調査専門相談員と一緒に考え、自分の力でぶつかった壁を乗り越えていく姿を見てきました。このような制度が、川西市だけでなく他の自治体にも広がっていくことを願っています。

私と子どもオンブズ活動

塚 野 喜 恵 (つかの・よしえ)

元調査相談専門員(在任期間: 1999 年 4 月～2001 年 3 月)

新潟県阿賀野市立水原郷病院小児科部長。臨床心理士。



初代の調査相談専門員(相談員)として2年間、その後も専門員としてオンブズメンバーの末席を勤めさせていただいています。2007年に臨床心理士資格を取得し、現在は一般診療のほか、心身医学を専門にカウンセリング等も行っています。

子どもオンブズ活動に携わって以来、私には個人的にも仕事上でもはっきり意識していることがあります。それは人それぞれ感情や考え等がある、だから人と人とが関わっていくときには折衝が必要だ、ということです。特に何か問題が起こっている時ほど、このことは大切だと思います。このことはオンブズの基本理念につながるのではないのでしょうか。あるところで何か問題が起こっている場合、当事者が何らかの形で自己主張したり、異議申し立てしたりしているのでは、と考えてみてはどうでしょう？問題には、人間関係の悪化のみならず、からだの自己主張としての症状や、行動の問題等も含まれます。その解決がうまくいかない場合、関係者がその問題の意味を一生懸命理解することから折衝が始まります。医師から患者に一方的に送られる治療や、立場が上の者から下へ一方向で行われる指導等がしばしば有効でない場合、その一方向のベクトルのみを強力にするなら、問題がさらに大きくなったり、そこは治まっても別の方向で爆発したりすることもあるでしょう。このように誰かが一方的に意見を通すのではなく、折衝とは、互いに理解し折り合ったり、弁証法的に第三の方法を見出したりすることと私は考えています。

おとなも子ども同様、自己主張が困難な場合などは、支援が必要になることもあります。また、おとなにも子どもにも、自由を謳歌するためには相応の責任が生じ、権利を主張していく時には社会の一員として果たすべき義務を負うことになるのは一緒です。人が一人で生きていくことができない以上、社会の中で、一人ひとりが生きていきやすいように、いろいろな立場でオンブズの理念が実践され、浸透していくことを願っています。

市内のおとなは 条例第2条の再確認を

住友 剛（すみとも・つよし）

元調査相談専門員（在任期間：1999年4月～2001年8月）

京都精華大学人文学部准教授。専門は教育学。



これからの川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の発展に向けて、今、いちばん願うことは何か。それは、「子どもの人権」という「目に見えないもの」の大事さに気づける子ども、保護者や市民、市の行政職員、市立学校園の教員が、どんどん、川西市内に育ってほしいということである。

日本国憲法以下の諸法令や、子どもの権利条約、そして、このオンブズ制度を支える条例も、いずれも「紙に書いたことば」でしかない。でも、憲法や子どもの権利条約、そして条例に書いてある理念を大事に考え、そこに書いてあることを日々の生活の場で何か、具体化しようと努力する。そういった人びとがいて、はじめて社会は「子どもの人権」を大事にする方向へむかって、一步步前進していく。はじめは小さな営みであっても、それが10年、20年と継続されていけば、やがて着実に社会のどこかに変化は現れ、人々の意識も変わっていくものである。そのことを具体的に示しているのが、このオンブズ制度10年のあゆみであろう。

そこで、あらためて願うのが、このオンブズ制度10年をいい機会にして、おとなの側が今一度、日本国憲法以下の諸法令、子どもの権利条約ほかの国際的人権条約、そして、このオンブズ制度を支える条例の趣旨をきちんと理解し、それを現実生に生かす工夫をしてほしいということである。特に市の行政職員、市教委職員及び市立学校園の教職員は、オンブズ条例等の理念の実現に向けて責任を負う立場にあることを自覚するためにも、幹部から現場の職員に至るまですべて、今一度、このオンブズ条例の条文の一つ一つを読み直していただきたい。そして、それぞれの関係者が、この条例の理念の実現にあたって、自分に何ができるかを考えて、具体的に行動してほしい。

「本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において、子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるように不断に努めなければならない」と、オンブズ条例第2条2項は記している。この項を含む条例第2条の趣旨を、今一度、みなさんで確認すべき時期なのではなかろうか。それが今、私が最も伝えたいことである。

オンブズ活動10年の月日のなかで

横井 真（よこい・まこと）

元調査相談専門員（在任期間：1999年4月～2006年3月）。

2004年4月から2年間は、チーフ相談員を務めた。

社会福祉士。現在、京都市伏見区社会福祉協議会主事。



川西市でオンブズパーソン制度が設置されて10年が経とうとしています。私は、設置時から7年間、運営に携わることができました。そのうち、最後の2年はチーフ相談員をさせていただきました。その後、児童相談所、社会福祉協議会を渡り歩いています。率直に言って、これほどひたむきに子どもに寄り添い続けようとするオンブズ活動に関われたことを誇りに思い、活動を通して出会えた方々に感謝しています。

最初の頃からオンブズパーソンとそのスタッフたちは、子どもの救済は他者との関係性のなかでこそ成り立つものであるという確信を持って、子どもと真摯につながり、たとえおとな同士の意見が分かれても、子どもが自分の事柄についてどのように考えているのかを大事にして、話し合いの場に臨んできました。うれしいことに、そのようなプロセスの積み重ねのなかで、傷つきから回復する子どもの表情を見ることができました。子どもに「寄り添う」とはこういうことなんだと私なりに実感しました。オンブズの活動で出会う子どもたちの多くは、他者との関係の中で傷つくことがありながらも、どこかでおとなに守られたい、認められたいという望みを持ち続けています。つながりの中で傷ついたからこそ、つながりの中で自分は回復したいという思いを抱き、子どもは生きています。

充実したオンブズ活動でしたが、一方で子どもを取り巻く環境の厳しさに沈痛な思いを抱くことも少なくありませんでした。無条件に承認される「居場所」がなく孤立していく子ども、「貧困」によって日々追いつめられている子どもとその家族…。虐待、親の病気、離婚、非行、いじめ等で助けを必要としている子どもたちほど、「居場所」や「貧困」の問題と深く関係しています。構造的な問題として責任ある立場のおとなが取り組まなくてはいけないとつくづく思いました。

子どもがひとりの子どもとして承認される場、そして、おとなが安心して子どもの育ちを保障できる場を築くためにも、行政の役割に期待するところは大きいです。市長の第三者機関であるオンブズパーソンは、これまでも子どもの教育・福祉行政を担う方々に子どもの意見や現状を代弁し、その役割を最大限に発揮できるよう促してきました。そして、これからも粘り強く続けていくことに変わりはありません。

ここまで読みすすめていただいたみなさまへ。

たたずんでいる子どもがあなたの傍にいましたら、「オンブズに行っておいで」とやさしく声をかけてあげてください。傷つきをほぐし、新しいつながりを紡ごうとする子どもにとっては、生きるためのコトバとして響きます。

さいごになりましたが、子どもたちが元気で暮らせますように。

オンブズパーソン制度と私

福田みのり（ふくだ・みのり）

元調査相談専門員（在任期間：2001年9月～2007年3月）

山口福祉文化大学講師。専門は、教育心理学。



オンブズパーソン制度にも、子どもの人権にも、ソーシャルワークにも縁がなかった私が「子ども」と関わる「親でも学校の先生でもないおとな」になることができると知って相談員に応募したのが2001年のこと。ただひたすらに、子どもの現状に関わる仕事をしたい、専門家として分析するのではなくもっと子どもと同じ目線で一緒に悩んだり考えたりできる人になりたいと思って応募したことを覚えています。

今、あらためて調査相談専門員として関わらせてもらった日々を振り返ると、現在子どもたちに何が起きているのか、学校で何が起きているのかをこれほど感じることできる現場はなかなかない、というのが実感です。今私は、オンブズが対象とする「子ども」よりも少し年齢が上の青年期の子ども（おとな）たちを相手に、今度は第三者的な立場ではなく「教育する」という立場から日々格闘しています。自分が「先生」と呼ばれる立場になって感じることは、相談員として関わってきたときに比べて「待つ」ことがなかなかできにくくなっている自分がある、ということです。時間的な余裕がないということだけでなく、「立場が違えば…」ということでもあると感じています。

子どもは今を生きています。今を生きていくということは、すなわち今の社会の中で色々な人と出会いながら、成長しているということです。私も子どもと同じように「今」を生きながら、おとなとして「今」をより良くできる人でありたいと思います。多様な立場や考えのおとなを保障し、社会を変革する力をもつ存在としてのオンブズパーソン制度にこれからも期待しています。

子どもとのかかわり

生田 収 (いくた・おさむ)

調査相談専門員のうち専門員(在任期間: 2004 年 5 月～)

元川西市立中学校長。



10 年前に提言・答申がなされ、条例制定に向かって検討されている頃、川西中学校長として学校現場に在職しておりました。当時は初めての子どもの権利のための公的第三者機関として具体的に提示され、教育委員会に対し細部にわたり学校現場からの不安懸念を出し、激しい論議をいたした経験があります。

オンブズパーソンは子どもの人権を、錦の御旗に学校現場に入っていくのではなく、子どもに寄り添い、子どもに接するおとな・保護者・現場の先生などにも寄り添い、子どもの最善の利益を擁護・救済する役割として、公的第三者機関としての機能が、実にきめ細かく専門的に分析され、調整・救済ならびに子どものエンパワメントの支援も行われています。

「別に…別にじゃわからん…先生に向かってわからんとは何じゃ…なんやそれは先生に向かってその態度は…」子どもは…「やっぱりか…やっぱり先生は分かってくれない…」。

教員が「子どもに問題があって自分には(指導には)問題がない」と思ってしまったら、この子どもとの関係はくるしいものになり成長もしない。「こんなに生徒のことをかंगाえているのに」など「～のに」の考えは、あらためて直線思考の危惧を感じてしまいます。

子どもが「一人の人間として扱われたという体験…」「一人の人間として大切にされた経験…」、このような体験・経験を一人でも多くの子たちがと願っております、また SOS も発信しています。

教育相談機関とちがい子どもの救済が公的第三者機関としての視点です。10 年経っても、学校現場にとっては子どもの人権公的第三者機関に対しては、いろいろあると思いますが、子どもの救済のみならず、教員や親たちへの支援をも担い活動していることを調査相談専門員(専門員)として、実感しております。

教育機関におきましても、このオンブズパーソンでの 10 年の蓄積を十分に活用され、多くのことを学びながら、子どもとのかかわりを強く願っております。

子どもを大切にすることとは 未来につながる事

森澤 範子（もりさわ・のりこ）

調査相談専門員のうち相談員（在任期間 2001 年 4 月～）

2006 年 4 月から、チーフ相談員。



私は、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」の調査相談専門員になり 8 年目を迎えました。これまで活動してきて、一番思うことは「子どもには力がある」ということです。苦しい状況に置かれている子どもにたくさん出会ってきましたが、彼らは「弱くてかわいそうな人」でもなく「おとながなんでもしてあげなければ何もできない人」でもありませんでした。どんな子どもでも、自分の意見や意思を持っています。ただ、それをまわりにもうまく表現できなかつたり、聴いてもらえなかつたりして、彼らの声が届いていないことがあります。活動の中で最も大切にしてきたことは、「子どもの話を聴く」こと、そして、関係するおとなにその子どもの気持ちや意思を伝え、相互の理解を深めるということです。「聴く」ということは子どもの「気持ちを聴く」ということであり、「要求を聞く」ということとは性質が異なります。オンブズは、子どもの気持ちを聴きながら、どうすることが子どものためなのか、子ども本人と関係するおとなと対話を重ね解決を模索してきました。解決の鍵は、加害側の責任追及ではなく、子どもが安心して元気に生きることのできる人間関係を構築していくことです。子どもにとって必要なサポートがあれば、たとえ傷つけられる経験をして、子どもは回復していき、その子なりにしっかりとまた歩み始めるのです。

相談員になり立ての頃に出会った子どもたちが、もうすぐ成人します。自傷行為をしていたある女の子と 4 年間かかりました。18 歳になった彼女が、オンブズを卒業するとき「自分のことが大切、そして人のことも大切ということを学んだ」と言ってくれました。オンブズでかかわった子どもたちが、いつか親となり、そして川西市民として地域の担い手となっていきます。おとなから自分の人権を大切にされた子どもは、子どもを含めまわりの人の人権も大切にする人になっていくのではないのでしょうか。子どもたちを排除したり、差別するのではなく、その子どもたちをかけがえのない存在として大切にすることとは、未来につながっていく営みなのだと思います。条例第 1 条には、「次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件である」とあります。次世代の人たちが希望をもって生きられる未来につながっていくよう、オンブズパーソンの活動を通じて少しでも貢献していきたいと思っています。

〔3〕市民からのメッセージ

これまで、オンブズパーソンの活動の中で出会った子ども、学校園の教職員、市民のみなさんから寄せられたメッセージをご紹介します。

●子どもが学校でトラブルにあった時、オンブズパーソンにお世話になりました。そこで判断がつきかねていた状況もはっきりし、学校への対応も自分たちなりにできるようになりました。その中で改めて学んだのは「人を尊重するとはどういう事か」でした。今の時代、普通に暮らしていても傷つき流されていく自尊心。特に子どもたちの負の思いを受け止め、対応してくれる第三者として有難い存在です。
(小学生の母親)

●まだ、オンブズパーソンという名も十分に知らない時期から、子どもの病気について教えていただいたり、子どもたちにとっての最良の方法は何か？を考えてもらったりしました。今でも保護者への講演会・職員の研修と変わらず支援していただいています。これからも、「共に考えていくオンブズパーソン」であってください。

(保育士・女性)

●子ども一人ひとりの人権が大切にされるまちを目指して、今後一層の活躍と、いつもホットなオンブズパーソンを期待しています。

(幼稚園教員・女性)

●オンブズパーソンに相談したり、支援を求めたりすることがあります。時には学校にとって耳の痛いことも指摘されますが、子どもの人権を守る上でいろいろと示唆が得られ、貴重な存在だと思っています。これからもよき相談相手として、また、ご意見番として活動を願っています。

(学校現場のひとりより)

●子どもだけでなくおとなも、子どもの人権から、子どもも含めたすべての人の人権を考えるきっかけとなる制度です。これからますますその重要性が増してくると私は思っています。

(中学校教員・男性)

●おとなにとって「良い子」を育てる仕組みが多い昨今で、子どもの生(なま)の叫びを聞いているだけの場所として、絶対に必要と感じます。同様の場所が、学校や学区単位で設立されますことを切望いたします。

(中学生の父親)

「オンブズパーソンを利用して」

高一 明日香(仮名)

私は、中2のときにオンブズと子どもほっとサロンに出会ってこれまで何度も助けてもらいました。中学の時は、何度も「いじめ」にあいました。その度、オンブズとそこで出会った仲間に助けをもらえて、たくさん友達ができました。とくにKちゃんとは「真友」と呼びあえるほど仲良くなれました。だから、私はオンブズパーソンがあつて本当に良かったと思います。もし、オンブズが無かったら、「いじめ」も乗りこえられなかったと思うし、一緒に喜べる相手もいなかったと思います。川西市内には、オンブズ存在を知らなくて「いじめ」とかで苦しんでいる人がいると思います。そんな人には、ぜひオンブズパーソンの存在を知ってほしいと思います。

第 1 章

オンブズパーソンの相談・調整活動

- 〔1〕 2008年次の相談状況(180案件、延べ648件)
- 〔2〕 相談内容
- 〔3〕 相談の特徴(学齢別)
- 〔4〕 相談・調整活動の様子 一事例紹介
- 〔5〕 人と人をつなぐ「調整活動」

第 1 章 オンブズパーソンの相談・調整活動

〔1〕 2008年次の相談状況(180案件、延べ648件)

2008 年次に受け付けた案件数^{*1} は 180 案件で、延べ件数^{*2} は 648 件でした。案件数は前年次の 159 案件から約 11.7%の増加で、延べ件数は前年次の 602 件から約 6.5%の増加でした。なお、この件数の中には、相談者に他機関等を紹介した案件、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、また相談者の意向を踏まえて、学校・教育委員会、保育所・福祉事務所等、関係する機関に働きかけて調整活動を実施した案件も含まれています。

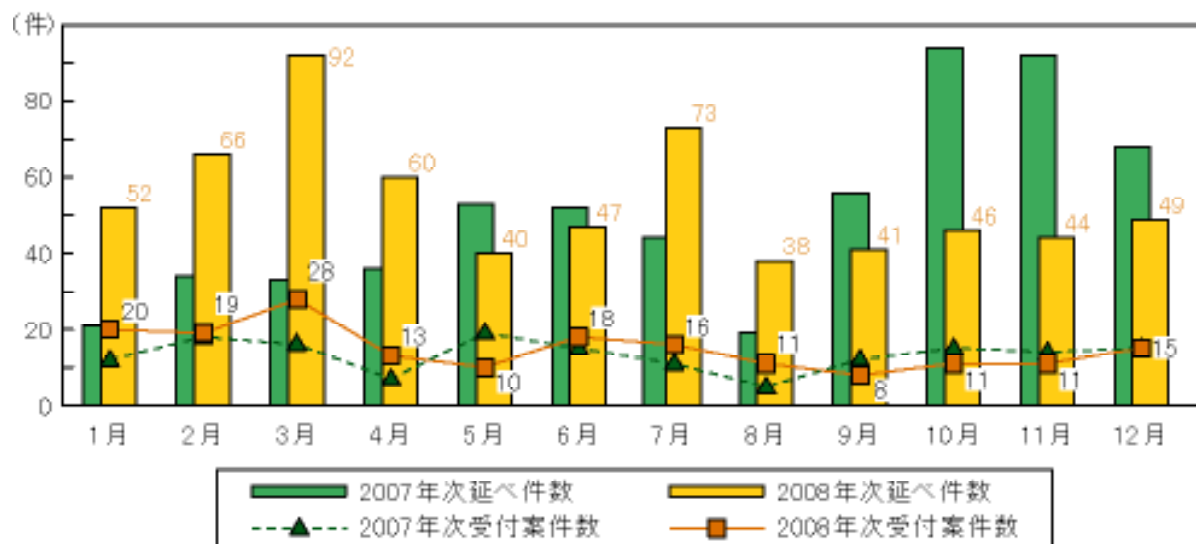
月別の相談件数 ―相談件数のピークは2～4月―

本年次、全体では2～4月をピークに、昨年より多くの相談が寄せられました(図1-1)。前年次同様本年次も、一つの案件につき、数回の相談を重ねる傾向がみられました。案件数、延べ件数ともに3月に最も多く、夏休みの8月は例年通り少なくなっています。延べ件数は、昨年と逆で前半に多く、後半はほぼ横ばいで推移しました。

図1-1 月別相談受付件数（2008年次と2007年次）

2008年次 年間合計：180案件、延べ件数648件

2007年次 年間合計：159案件、延べ件数602件



(注) グラフ内の数字は2008年次の受付案件数および延べ件数である。

*1 1人の子どもについての初回から終結までの相談を1案件とする。

*2 たとえば1案件で3回の相談を受けた場合は延べ件数3件と数える。

相談者の内訳 ―子どもからの相談が約4割―

本年次の相談の延べ 648 件の相談者の内訳は、子どもが 272 件(42.0 %)、親や祖父母など保護者が 317 件(48.9 %)、教職員等^{*3} その他のおとなが 59 件(9.1 %)でした(表1-1)^{*4}。

子どもからの相談の割合は、年々増えており、前年次から引き続き本年次も 4 割を超えました。オンブズパーソンの認知率 (p.70 参照) が増加したことが、その一因ではないかと考えられます。また、教職員等その他のおとなからの相談は、微増しました(図1-2)。

子どもからの相談件数の比率は、多い方から高校生・中卒後の子ども(16.2%)、小学生低学年(9.4 %)、小学生高学年(7.7 %)、中学生(7.7 %)という順でした(図1-3)。

図1-2 各年次ごとの相談者割合

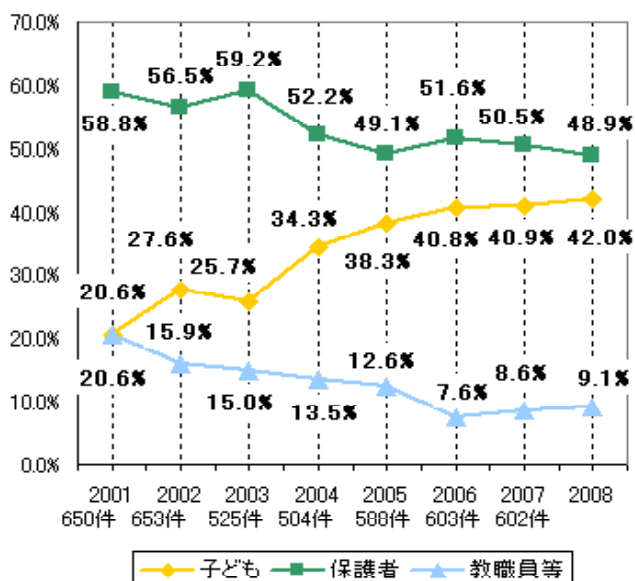
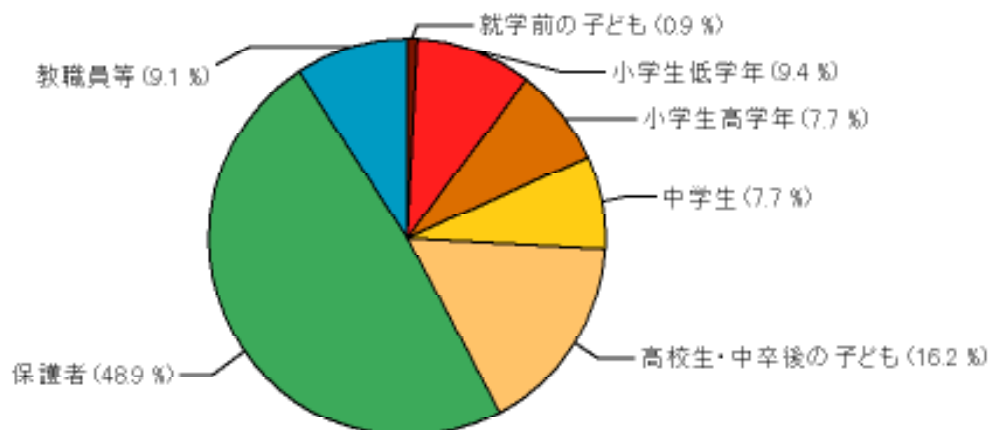


表1-1

各年次の相談件数とその内訳

年次	子ども	保護者	教職員等	合計
2001	134 20.6%	382 58.8%	134 20.6%	650
2002	180 27.6%	369 56.5%	104 15.9%	653
2003	135 25.7%	311 47.6%	79 12.0%	525
2004	173 33.0%	263 50.1%	68 12.9%	504
2005	225 44.6%	289 57.3%	74 14.5%	588
2006	246 40.8%	311 50.8%	46 7.6%	603
2007	246 40.9%	304 50.4%	52 8.6%	602
2008	272 42.0%	317 48.9%	59 9.1%	648

図1-3 相談者の内訳 (2008年次)



*3 「教職員等」には、保育士などを含む。

*4 図や表の数字は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

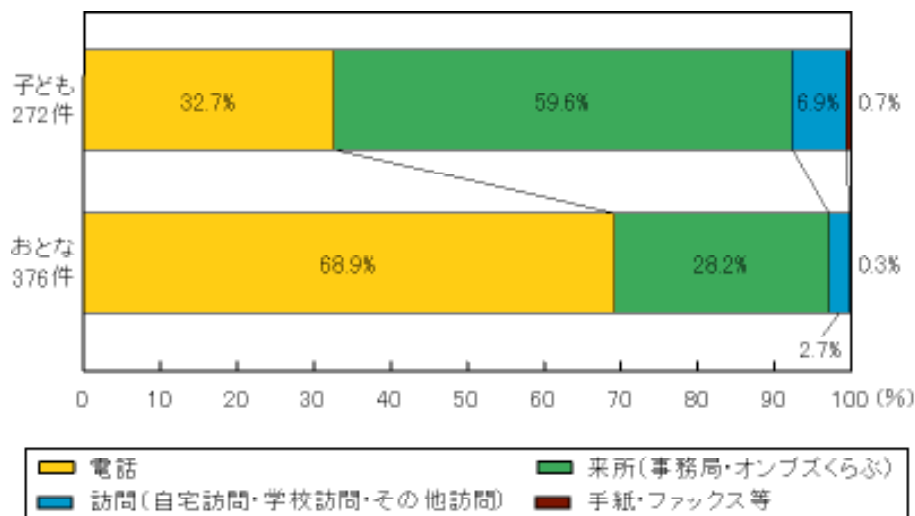
相談受付の方法と場所 ―子どもは「子どもオンブズくらぶ」で来所相談―

初回相談受付の方法は電話が多く約6割を占めていますが、その割合の変化を昨年と比べると、電話が16.8%減少し、来所（面談）が14.9%増加しています(表1-2)。その後の継続相談は、相談者の希望により電話の場合と、直接出会って相談する面談の場合があります。オンブズパーソン事務局や「子どもオンブズくらぶ」（パルティ川西 4 階・川西能勢口駅前）で面談することもあれば、オンブズパーソンが訪問(自宅・学校・その他の公共施設など)することもあります。相談受付の方法は、子どもは面談での相談（来所と訪問）が多く（66.5%）、おとなは電話が多い（68.9%）という傾向があります。特に本年次は、訪問が増加したのが特徴です（図1-4）。子どもの来所相談の場所としては、「子どもオンブズくらぶ」を利用することが多くなっています。これは、オンブズパーソンが子どもと出会うことを大切にしており、子どもにとって「子どもオンブズくらぶ」がリラックスできる場であるためと考えられます。

表1-2 初回相談受付の方法と場所（2008年次と2007年次）

相談の形態	2007年次		2008年		割合の変化 B-A
	案件数	% (A)	案件数	% (B)	
電話	123	77.4%	109	60.6%	-16.8%
来所(事務局・オンブズくらぶ)	31	19.5%	62	34.4%	14.9%
訪問(自宅・学校・その他)	1	0.6%	6	3.3%	2.7%
手紙・ファックス等	4	2.5%	3	1.7%	-0.8%
計	159	100.0%	180	100.0%	

図1-4 相談受付の方法（2008年次）



相談の所要時間と時間帯 ―子どもの面談の約15%が90分以上―

子どもからの相談の所要時間は、30 分以内の面談（13.8%）はおとな（22.4%）と比べて少なく、一方、90 分以上の面談（16.5%）はおとな（6.9%）と比べて多く、長時間の傾向があります(図1-5)。これは、子どもとの関係づくりに時間をかけ、訴えられている事柄を整理し、打開・解決に向けた選択肢を考えるなどして丁寧に話を聴いているためです。

相談受付の時間帯は、おとなは 15 時までが 6 割以上（61.2%）、子どもは 15 時以降が 5 割以上（55.8%）で、それぞれの生活時間と対応しています。おとなは午前中に電話で、子どもは下校してから面談で相談するという特徴があります(図1-6)。本年次は、小学生低学年の子どもからの相談が増加したため、下校後の 12 時～15 時の相談が増加しました。

図1-5 相談の所要時間（2008年次）

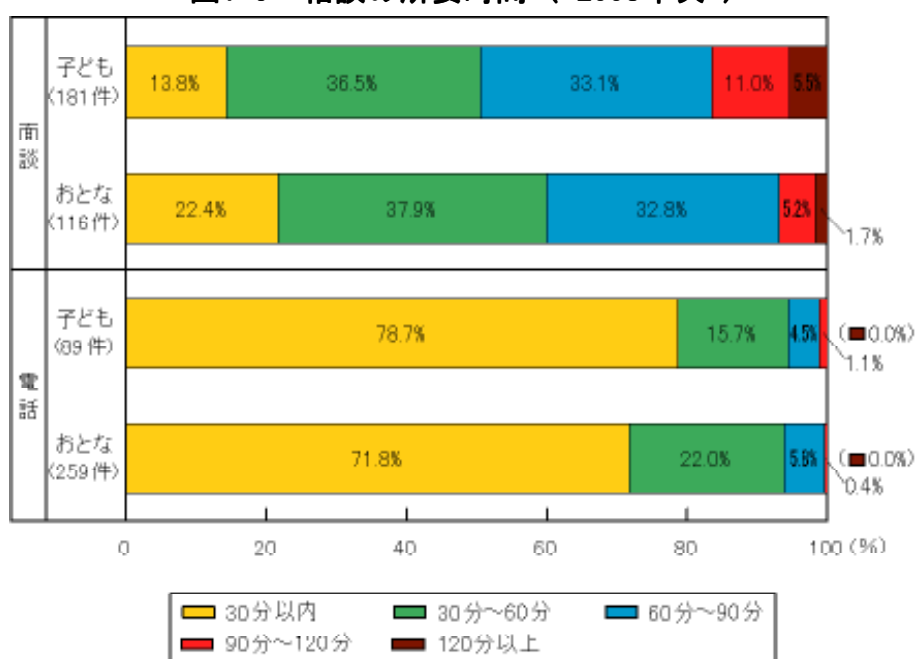
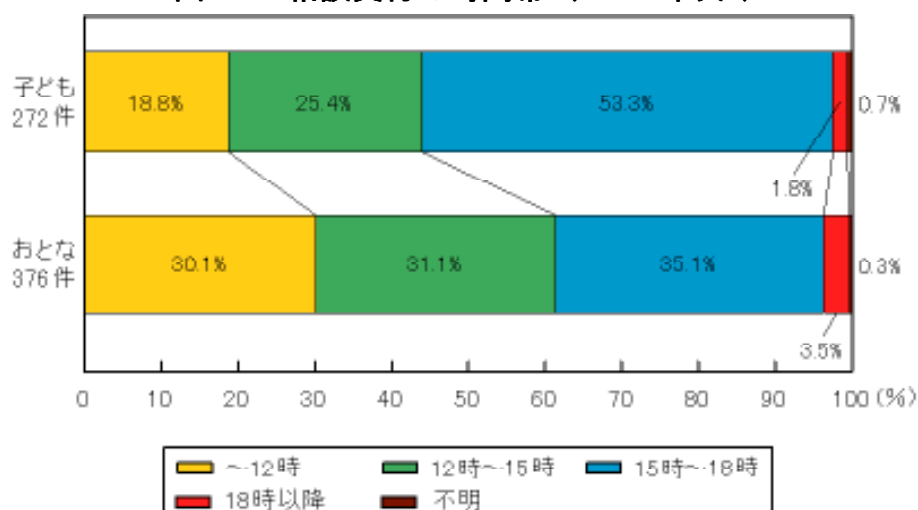


図1-6 相談受付の時間帯（2008年次）



〔2〕 相談内容

相談内容の分類は、22 項目です。初回の相談で相談者が主として訴えている内容は、どのようなものが多いのかについてまとめました(表1-3)。ただし、ここで扱っている数字は、初回の相談内容を示す案件数であるため、継続相談における相談内容において、必ずしも同じ内容の相談が続けられたとは限りません。つまり、同一の相談者と継続して相談を重ねていくうちに、その重点が変わっていく場合もありますが、ここにはその状況は反映されていません。相談者によっては相談の内容は複合的であり、また、1 案件で複数の相談者がいる場合は、相談者によって訴える内容が異なることもあります(図1-7)。

子どもからの相談

案件数の多い順から、①「交友関係の悩み」(23.4%)、①「家族関係の悩み」(23.4%)、③「いじめ」(17.2%)、④「心身の悩み」(12.5%)、⑤「教職員等の暴言や威嚇」(6.3%)でした。

例年同様、「いじめ」、「交友関係の悩み」、「家族関係の悩み」が多く、子ども本人の人間関係にかかわる悩みが寄せられます。分類は主観によるもので、ここでは子ども本人の意見どおりにしています。特に前年次と比べ「家族関係の悩み」の割合が増加しており、子どもが家族関係でしんどくなっている様子が見えがえします。背景には、保護者が教育や子育てにおいて緊張している（せざるをえない）環境があると思われます。

本年次は、主訴としての「不登校」がありませんでした。これは、従来の学校へは必ず行くものだという意識が薄れつつあり、学校へ行かない（行けない）ことそのものの悩み以上に、相談の重点が自分の将来に関する悩みなどに移ってきている傾向があるからだと思います。実際、たとえ相談を寄せる子ども自身が不登校であっても、相談では「いじめ」、「教職員等の暴言や威嚇」、「心身の悩み」などとして語られるケースがあります。

おとなからの相談

案件数の多い順から、①「子育ての悩み」(22.4%)、②「教職員等のその他指導上の問題」(15.5%)、③「いじめ」(10.3%)、③「家庭内虐待」(10.3%)、⑤「家族関係の悩み」(9.5%)でした。

例年同様「子育ての悩み」が多く、一方で、「不登校」は減少しています。この中で、本年次は、「いじめ」、「家庭内虐待」、「教職員等のその他指導上の問題」と「学校・保育所の対応の問題」が増加しているのが特徴です。それぞれこじれた内容の深刻な相談が増えている印象があり、オンブズパーソンと他の機関と連携する案件（調整）もありました。また、学校の先生と話し合いたいけれど、どのように伝えたらいいのかという相談も多く、課題整理を手伝い一緒に考えました。主訴としての「不登校」が減っているのは、おとなの場合においても、不登校そのものよりも、子どもの傷つきなど、その背景に目が向けられるようになっている傾向があるのではないかと思います。

表1-3 相談案件における主訴の比率（2007年次と2008年次）

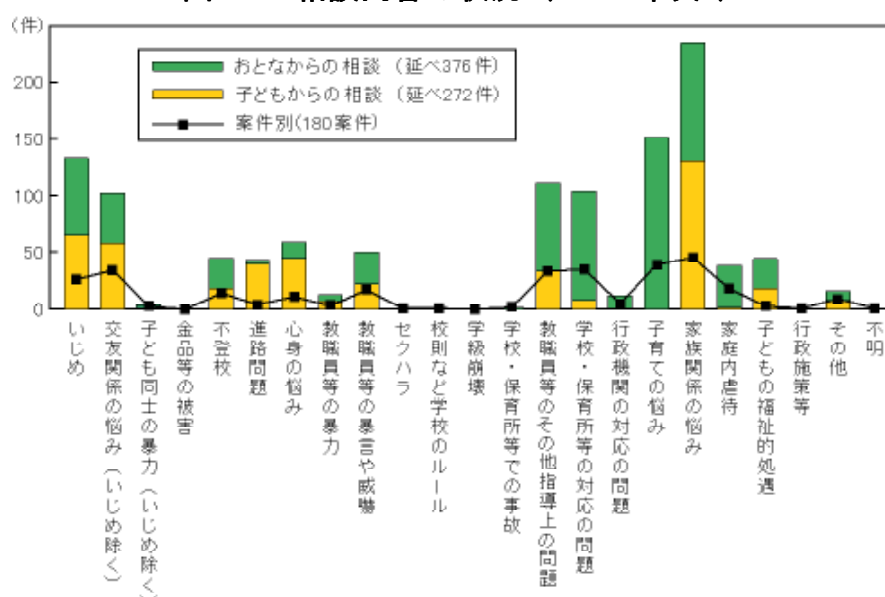
主訴	子ども		おとな	
	2007年次	2008年次	2007年次	2008年次
いじめ	21.6% ①	17.2% ③	5.7%	10.3% ⑤
交友関係の悩み（いじめ除く）	18.9% ②	23.4% ①	9.8% ②	6.0%
子ども同士の暴力（いじめ除く）	0.0%	0.0%	3.3%	1.7%
金品等の被害	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%
不登校	2.7%	0.0%	4.1%	2.6%
進路問題	10.8% ④	1.6%	1.6%	0.0%
心身の悩み	8.1% ⑤	12.5% ④	2.5%	0.9%
教職員等の暴力	5.4%	3.1%	1.6%	0.0%
教職員等の暴言や威嚇	0.0%	6.3% ⑤	4.1%	6.0%
セクハラ	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
校則など学校のルール	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%
学級崩壊	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.8%	0.9%
教職員等のその他の指導上の問題	2.7%	4.7%	9.8% ②	15.5% ②
学校・保育所等の対応の問題	0.0%	0.0%	7.4% ④	9.5% ⑤
行政機関の対応の問題	0.0%	0.0%	4.9%	1.7%
子育ての悩み	0.0%	0.0%	23.0% ①	22.4% ①
家族関係の悩み	13.5% ③	23.4% ①	6.6% ⑤	9.5% ⑤
家庭内虐待	0.0%	3.1%	4.9%	10.3% ③
子どもの福祉的処遇	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行政施策等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2.7%	1.6%	8.2%	2.6%
不明	13.5%	1.6%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【案件数】	37案件	64案件	122案件	116案件

(注1) 第2007年次は159案件、第2008年次は180案件の内訳。○囲みの数字は年次ごと相談者ごとの上位5番目までの順位を表したものの。

(注2) 教職員等には、教師、保育士などを含む。

(注3) 「不明」には、いたずら電話などを含む。「不明」は、順位から除く。

図1-7 相談内容の状況（2008年次）



(注)相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められる場合に、それを「副次的な訴え」としてさらに一つをチェックし、それを合算してグラフにした。

〔3〕相談の特徴(学齢別)

オンブズパーソンに寄せられる相談を、子どもの学齢別に分析しました(図1-8)。延べ件数の多い方から順に、小学生高学年(26.5%)、小学生低学年(23.8%)、高校生・中卒後の子ども(23.3%)、中学生(20.5%)、就学前の子ども(4.8%)でした。子どもの学齢が低いうちはおとなからの相談が多いですが、子どもの学齢が高くなるにつれ子ども自身からの相談が多くなる傾向があります。本年次の特徴は、小学生低学年の子ども本人からの相談が増加したことです。さらに詳しくみるため、各学齢別に、初回相談時の主たる相談内容の多いものをあげました(表1-4)。

「子育ての悩み」や「家族関係の悩み」、「交友関係の悩み」は学齢にかかわらず多くよせられています。子どもの学齢によって、下に示すように相談内容にはそれぞれ特徴があります。また、相談の中で問題となっている関係をみると、「子どもと親・家族」、「子どもと学校・保育所・教職員」、「子ども同士」が多くあります(表1-5)。

就学前の子ども

相談者はおとなが8割以上を占め、その多くが母親からの相談です。相談内容は「子育ての悩み」と「家族関係の悩み」が多く、子どもとの接し方や、発達などについて気になることなどが語られます。また、少数ですが就学前の子ども本人からの相談もあります。

小学生の子ども

小学生では親からの相談が6～7割ですが、子どもからの相談も増えてきます。おとなからの相談では「子育ての悩み」が多く、子どもからの相談では「いじめ」や「交友関係の悩み」といった子ども同士の関係の中で起こる問題の相談が多い傾向にあります。

中学生の子ども

中学生の相談数は、延べ件数は4番目ですが、案件数は1番多く、子どもからもおとなからも「いじめ」や教職員等との関係の悩みの相談が多くよせられます。いじめの問題で訴えられることとして、子ども同士のいじめに加え、教職員に受け止められていない、話を聞いてもらえないという傷つきが、子どもにとってより大きいということが分かってきました。

高校生・中卒後の子ども

子ども本人からの相談が多く、相談内容也多岐に渡ります。初回の相談では、「交友関係の悩み」と、「心身の悩み」が多く話されます。おとなからの「子育ての悩み」の相談では、子どもの社会的自立がテーマとなっています。一方、この年代の子どもは継続相談になることが多く、その中でさまざまな悩みが、複合的に語られます。

図1-8 子どもの学齢分布（2008年次）

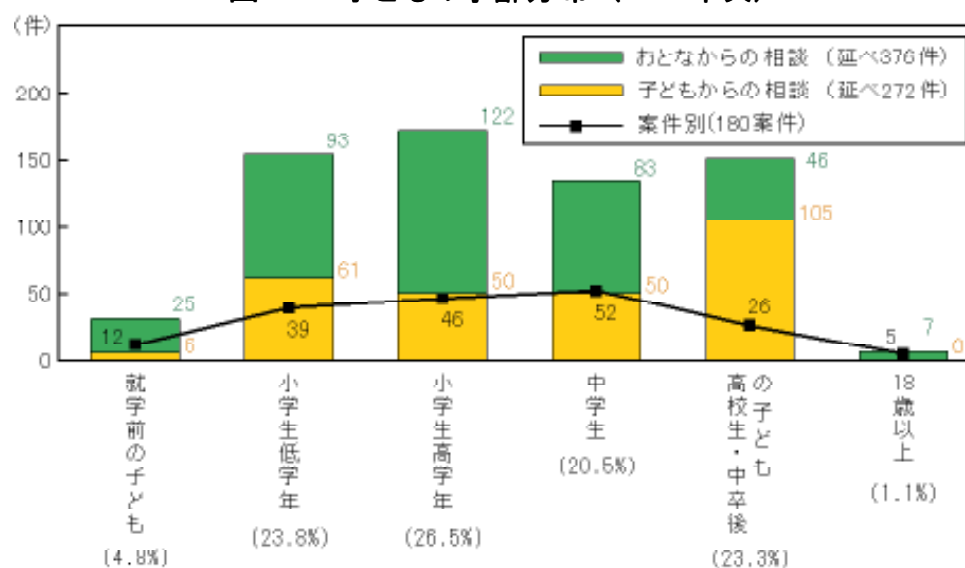


表1-4 学齢別の主たる相談内容（2008年次）

	相談内容(件数)
就学前の子ども	・家族関係の悩み (4案件) ・学校・保育所等の対応の問題 (3案件) ・子育ての悩み (3案件)
小学生低学年	・交友関係の悩み (9案件) ・子育ての悩み (9案件) ・教職員等のその他指導上の問題 (7案件)
小学生高学年	・家族関係の悩み (12案件) ・いじめ (8案件) ・家庭内虐待 (8案件)
中学生	・教職員等のその他指導上の問題 (11案件) ・いじめ (9案件) ・子育ての悩み (5案件) ・家庭内虐待 (5案件)
高校生・中卒後の子ども	・交友関係の悩み (0案件) ・心身の悩み (5案件) ・子育ての悩み (5案件)

(注) 各学齢で、案件数の多いものをあげた。

表1-5 問題となっている関係（2008年次）

関係性	主たる関係	副次的関係	合計
子ども同士の関係	173 : 26.7%	73 : 15.1%	246 : 21.8%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	137 : 21.1%	115 : 23.9%	252 : 22.3%
子どもと親・家族の関係	261 : 40.3%	116 : 24.1%	377 : 33.4%
子どもと行政機関との関係	0 : 0.0%	2 : 0.4%	2 : 0.2%
子どもとその他のおとなとの関係	10 : 1.5%	6 : 1.2%	16 : 1.4%
親と学校・保育所・教職員等との関係	48 : 7.4%	83 : 17.2%	131 : 11.6%
親と行政機関との関係	5 : 0.8%	8 : 1.7%	13 : 1.2%
親同士の関係	5 : 0.8%	10 : 2.1%	15 : 1.3%
子どもをめぐる家族の関係	6 : 0.9%	59 : 12.2%	65 : 5.8%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	1 : 0.2%	10 : 2.1%	11 : 1.0%
その他	2 : 0.3%	0 : 0.0%	2 : 0.2%
合計	648 : 100.0%	482 : 100.0%	1130 : 100.0%

〔4〕相談・調整活動の様子－事例紹介－

オンブズパーソンには、具体的にどのような相談が寄せられているのでしょうか。
本年次寄せられた相談の中から、その様子の概略の一部を紹介します。

相談者	学齢等	相 談 概 要
子ども	小学生 低学年 女兒	担任の先生の指導が怖くて学校に行けない。学校は大好きなので先生が優しくなったら学校に行きたい。相談を続け選択肢を考える中で、子ども本人が「親と一緒に校長先生に相談をしてみる」ということを選び、勇気を出して話をしてみた。その結果、「安心できた」ということで相談を終結した。
保護者	小学生 低学年 男児	自分自身が精神的に不安定になってしまっている。子どもが言うことをきいてくれない時に、子どもを叩いてしまう。子どもを叩かないようにするにはどうしたらいいだろうか。相談員は母親の不安に寄り添いながら話を聴いた。
保護者	小学生 低学年 女兒	【子どもが学校で友達とうまく付き合えていないのではないかな。子ども本人も困っているようで苦しそうです】という手紙が届いた。手紙で返事をしたところ、数日後に保護者から電話があり、来所相談につながった。子どもとも直接出会い相談が継続された。
子ども	小学生 高学年 男児	学校でいじめを受けている。でも、親がいじめのことで学校に話をしに行くと、余計にいじめが増えるので、親が学校に行くのはやめてほしいと思っている。遊びを中心にした面談を継続し、子どもとの関係づくりを図った。
子ども 保護者 教員	小学生 高学年 男児	子どもが家から出て行くなどの行動や、その背景にある家庭内の問題にどう対応したらいいか、はじめは教員から相談を受けた。オンブズパーソンは教員、母親、子ども本人のそれぞれと出会い、話を聴いた。子どもの本音（母親に思っていること）や、母親の子どもに対する不安と希望、学校に対する不信、教員の想いを聴いた。そして、それぞれ相手に伝える橋渡しをした。その結果、子どもは居場所を取り戻して落ち着き、母親と学校の信頼関係も回復した。

保護者	中学生 男子	子どもは友人とのトラブルが続いている。学校でふざけ合いをしていたら、自分だけ一方的に注意されたと言っている。子どもがケガをしても連絡がないし、学校の先生の対処に疑問がある。相談員は話を聞いた上で、子ども本人から直接話を聴かせてほしい旨を伝えた。
子ども	高校生 女子	漠然とした不安を抱えて相談に訪れた。自分のやりたいことが分からない。将来や進路について対話を続ける中で興味の持てる大学を見つけたので、相談員と一緒に大学へ見学に行った。その後は、前向きに大学進学を考えながら、見学時に会った先輩達との交流を楽しんでいる。
子ども	高校生 女子	学校に行きづらい。その理由のひとつとして学費を支払えていないのではないかという心配がある。学校の協力を得て、子どもとオンブズパーソン、相談員で学校訪問し、学校側から現状の説明をしてもらい、その後は安心して登校できるようになった。
子ども	高校生 女子	初回から、電話のみでの相談を継続していたが、会って話す機会がなかった。「家から出るのがしんどい」と訴えたので、家庭訪問を提案すると了解してくれた。家庭訪問では、これまで学校でいじめられた体験や家族関係の悩みなどを話してくれ、つながることができた。

【5】人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に、調整活動があります。調整活動とは、子どもの最善の利益を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する相談者以外の人々（学校の先生や親など）に直接出会って、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、相談者や当該の子どもが関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。オンブズパーソンが関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々・機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動の分類

本年次は、8 ケースについて調整活動を行いました。調整活動の内容としては、学校生活に関するものが1 ケース、家族関係に関するものが4 ケース、また、学校生活および家族関係の両面で調整したものも3 ケースありました。それぞれ個々のケースに即して、オンブズパーソンが学校や教育委員会、市のこども部（家庭児童相談室）などと連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合いました。こうした対話を積み重ねることによって、子どもの置かれた困難な状況についての共通理解を図り、関係機関における必要な措置が講じられていくよう促すことができます。なお、「虐待の疑い」として市民等から寄せられる相談を必要に応じて市のこども部に通告する場合がありますが、この通告も「調整活動」に含んでいます。

再びつながり合える関係へ

子どもに関する問題が起きた場合は、その子どもとまわりのおとなや、まわりのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。子どもにかかわるまわりのおとなが、対立的な関係ではなくお互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要な取り組みです。調整活動の後半においては、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教員等）の直接の対話の機会が設けられ、双方がお互いの考えや思いを聴くことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が図られていくケースがあります。子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きており、よりよい関係が新たに作り直されていくことが、「子どもの安心」を回復することにつながっていくと考えます。

相談員を紹介します

チーフ相談員 森澤範子（のりちゃん）

「子どもとかかわるのが、おもしろい！」
そう思ってこの仕事を続けて、早8年…
子どもの内なる力が発揮できるようなかかわりを、今も模索中です。

相談員 太田朋恵（ともちゃん）

しんどくて立ち止まっていた子どもが、解決に向けて動き出したとたん、どんどんパワーアップしていく姿をたくさん見てきました。それがうれしいです。

相談員 渡邊純子（じゅんちゃん）

相談員2年目です。「つながり」の大切さを実感しています。出会いの数だけ、「子どものもっている力ってすごいな」という感動をさせてもらっています。

相談員 渡邊充佳（みっちー）

2008年7月から相談員として働いています。オンブズチームの最年少です。見た目は落ち着いているとよく言われますが、中身はまだまだ未熟者。相談におとずれる子どもたちから日々、学ぶことがたくさんあります。

第 2 章

オンブズパーソンの調査活動等

〔1〕 2008年次の調査状況(4案件、延べ67回の調査を実施)

〔2〕 2008年次に扱った調査案件のあらまし

① 2007年申立第2号案件

② 2008年申立第1号案件

③ 2008年申立第2号案件

④ 2008年申立第3号案件

〔3〕 条例第6条第3号の規定に基づく提言

第 2 章 オンブズパーソンの調査活動等

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.8 参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権（第 11 条）、勧告及び意見表明権（第 15 条第 1 項、同条第 2 項）を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない（第 8 条第 2 項）」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（第 15 条第 3 項）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的はあくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」。

▽「要望」（第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

▽「結果通知」（第16条第2項）

「勧告」等または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

▽「公表」（第18条）

「勧告」や「意見表明等」の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

〔1〕 2008年次の調査状況(4案件、延べ67回の調査を実施)

申立てによる調査

本年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を 3 件受け付けました。調査の結果、2 件については調査を実施しましたが、うち 1 件は調査継続中であり、2009 年次に持ち越されることとなりました。残り 1 件は申立人が申立てを取り下げる意向を明確に示されたことから、調査を実施しないことが相当であると判断しました。また、2007 年次からの継続で調査を実施した案件は 1 件ありました。

案件数と調査延べ件数

本年次では、4 案件で、延べ 67 回の調査（主として聴き取り調査）を実施しました。

条例上の対処

調査を実施した 3 案件のうち、2 案件で条例上の対処を行いました。残りの 1 案件は、2009 年次に調査を継続する案件です。

〔2〕 2008年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った 4 案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2007年申立第2号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、校外活動の際、整髪料をつけていたことで担任教諭に指導され、その指導に従い洗い流した。それにもかかわらず、その後担任教諭とその場に居合わせた別の教諭から体罰を受けた。 ②当該子どもは、担任教諭から「髪が茶色い」と注意を受けたのに対し、（自宅で黒染めをしたばかりであったので）「1 週間、待ってください」と伝えたが、聞き入れられず、黒染めスプレーを自ら使うことを指示され、それを断ったところ、担任教諭と他 2 名の教諭から黒染めスプレーを頭髮にかけられた。
調査の結果	当該子どもとその保護者、当該学校関係者にそれぞれ聴き取り調査を実施した。調査の結果、申立事項①の事実経過において、体罰と評価される有形力の行使がなされたか否かについて申立人と学校側に意見の相違が認められた。 申立事項②の黒染めスプレーの使用については、かつてのオンブズパーソンの市教育委員会の意見表明（2002 年自己発意第 2 号）を契機として、その使用の禁止が教育長通知として周知されていたにもかかわらず実行されたもの

	である。そして、本人の意志に反して黒染めスプレーが使用された点で、より人権侵害性が高い事案であると判断された。
条例上の 対処	申立事項①については、今後も引き続き調査を実施することが必要であると判断したが、申立事項②に関しては子どもの最善の利益を図る公的第三者の使命として、速やかに対処を行なう必要があると判断し、中間まとめとして当該学校に対して是正等申入れ（08 年 3 月）、教育委員会に対して意見表明（08 年 4 月）を行なった。 その後、申立事項①については、これまでの経緯を踏まえ、本件調査の総合的な判断として、さらに是正や改善を求める必要があるとまでは認められなかった。しかし、生徒指導のあり方に関して関係機関に対して一定の注意喚起が必要と判断し、当該学校と市教育委員会に対して結果通知（08 年 8 月）を行なった。
対処後の 経過	市教育委員会から提出された措置報告（6 月 3 日付）では、当該生徒の髪を黒く染めたという行為は、兵庫県教育長通達「人間的なふれあいに基づく指導の推進について」（平成 3 年 5 月 10 日付）に照らし、適正さを欠く行為であったと認識し、今後同様の事案が発生しないように措置を講じるとの報告を受けた。また、市内学校園に対し、すでに 2007 年 12 月 13 日校園長会議にて川西市教育長通知「園児・児童・生徒の安全確保について」（平成 14 年 12 月 9 日付）の説明を行うとともに周知徹底を図ったところであり、2008 年 4 月 17 日の校園長会議においても生徒指導のあり方について、改めて指導を行なったという報告を受けた。 当該学校から提出された措置報告（4 月 30 日付）では、一人一人の生徒の内面的理解に基づく生徒指導を推進していくという内容の報告を受けた。

《公開事項》

2008 年（平成 20 年）3 月 27 日付「是正等申入書」（条例第 15 条第 1 項）

オンブズパーソン発、当該学校宛

是 正 等 申 入 書

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり是正等申入れを行います。

貴校におかれましては、本申入れおよびその理由となる別紙「2007 年申立第 2 号にかかる調査結果および判断（中間まとめ）」を十分に尊重いただき、速やかな対処を図られるなかで、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第 1 条）ことを本件にかかわって達成するため、必要な是正または改善に尽力いただきたく存じます。

なお、本申入れは、オンブズパーソンが調査開始から現在まで申立人および学校関係者、教育委員会関係者に対して調査をした結果、別紙で述べるとおり「申立て事項②」に関しては一定の結論に至ったものと判断し、これを提出するものです。オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図る公的第三者機関の使命として、本件にかかわる対処を速やかに行う必要がある

と判断し、このたび「申立て事項②」に関しての調査結果にもとづく申し入れを行うものであります。しかし、現段階において「申立て事項①」に関しては、今後も引き続き調査を実施することが必要であると判断しました。オンブズパーソンとしては、これらの調査を踏まえて最終的な判断を行い、適切な時期に条例上の対処を行う予定です。

記

1 是正等申入れの趣旨

(1) 本件調査の結果、教諭らから当該子どもが所謂「茶髪」とであると判断され、頭髪に黒染めスプレーをかけられるという事態が発生したことが認められました。また、本件で使用された「黒染めスプレー」は、教諭の私物であったにせよ、校内に持ち込まれていました。これは、明らかに、川西市教育長通知（「園児・児童・生徒の安全確保について」平成14年12月9日付）に違背する行為です。同教育長通知には、「学校・園において、子どもへの染毛剤使用は禁止すること」「学校・園内には染毛剤を置かないこと」の記載があります。本件を教訓にして、同教育長通知を再度認識し、全教職員に対して周知徹底を図り、二度と同様の事態が発生しないよう求めます。

(2) 本件は、しばらく登校していなかった当該子どもが、進路決定を前にして意を決して自ら家庭内で頭髪を黒く染め直し再登校を試みたその直後に起こった事案です。本件人権侵害によって、当該子どもは教諭らに対して強い不信感を抱き、これ以降の学校生活を前向きに送っていく意欲を失ってしまいました。

本件のような教職員の対応からは、当該子どもの心情や意見を考慮したり、当該子どもの受けた傷つきや痛みについての理解が十分にあったとは考えられません。むしろ子どものためにはテストを受けさせることが最優先であり、そのためには「髪が黒くなければいけない」との価値観のもと、一様な対応がなされていました。

本件を教訓として、子どもの人権を保障する観点から、生徒の意に反して髪染め等の指導を行うことは、たとえその動機が教諭らの主張する生徒のためであったとしても、重大な人権侵害を引き起こし、子どもの心情を深く傷つけ、信頼関係を壊し、その後の学校生活に深刻な影響を与えていくことを、全教職員の共通認識とされるよう求めます。

2 本申入れに付帯して求める事項

(1) オンブズパーソンの本件調査結果（本申入書および別紙「2007年申立て第2号にかかる調査結果および判断（中間まとめ）」）については、貴校のすべての教職員に全文が情報提供され、これにもとづく研修等の機会が速やかに設定され、その上で批判検討等も含めて、貴校の今後の取り組みに資されるよう求めます。

(2) 本申入れ事項にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日（2008年5月6日）までに、オンブズパーソンに書面にて報告いただきますよう要請します。

3 是正等申入書の理由

別紙「2007年申立て第2号にかかる調査結果および判断（中間まとめ）」のとおりです。

以上

（「是正等申入」別紙の内容については個人情報保護のため非公開とする。）

2008年（平成20年）4月17日付「意見表明」（条例第15条第2項）

オンブズパーソン発、市教育委員会宛

意見表明

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。

オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことを、本件にかかわって、より具体的に

達成されますよう、心より期待するものです。

なお、本意見表明は、オンブズパーソンが調査開始から現在まで申立人および学校関係者、教育委員会関係者に対して調査をした結果、別紙で述べるとおり「申立て事項②」に関しては一定の結論に至ったものと判断し、これを提出するものです。オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図る公的第三者機関の使命として、本件にかかわる対処を速やかに行う必要があると判断し、このたび「申立て事項②」に関しての調査結果にもとづく意見表明を行うものがあります。しかし、現段階において「申立て事項①」に関しては、今後も引き続き調査を実施することが必要であると判断しました。オンブズパーソンとしては、これらの調査を踏まえて最終的な判断を行い、適切な時期に条例上の対処を行う予定です。

記

1 意見表明趣旨

(1) 本件調査の結果、教諭らから当該子どもが所謂「茶髪」とであると判断され、頭髮に黒染めスプレーをかけられるという事態が発生したことが認められました。また、本件で使用された「黒染めスプレー」は、教諭の私物であったにせよ、校内に持ち込まれていました。これは、明らかに、川西市教育長通知(「園児・児童・生徒の安全確保について」(平成14年12月9日付)に違背する行為です。本件について、オンブズパーソンは、本年3月27日付けで当該学校に対して是正等申入れを行いました。貴委員会におかれましては、この申入れ事項が当該学校において着実に推進されるよう、具体的かつ継続的な指導助言その他の必要な対応にあたられますよう求めます。

(2) 子どもの最善の利益を図る観点から、本件同様の事態が再発しないよう、あらためて同教育長通知の趣旨が市内管下の学校・園に対して周知徹底され、実際の学校教育活動に活かされるよう、指導助言等その他の必要な対応にあたられますよう求めます。

(3) 本件は、しばらく登校していなかった当該子どもが、進路決定を前にして意を決して自ら家庭内で頭髮を黒く染め直し再登校を試みたその直後に起こった事案です。本件によって、当該子どもは教諭らに対して強い不信感を抱き、これ以降の学校生活を前向きに送っていく意欲を失い再び不登校状態に陥りました。

本件のような教職員の対応からは、当該子どもの心情や意見を考慮したり、当該子どもの受けた傷つきや痛みについての理解が十分にあったとは考えられません。おとな側の「子どものため」という思いこみによって引き起こされる人権侵害は、子どもの心情を深く傷つけ、相互の信頼関係を壊し、その後の学校生活に深刻な影響を与えていきます。

したがって、今後の教職員支援のために、類似の事案が発生しないよう、本件調査結果を十分に検討され、生徒指導や生徒理解のために必要な対応に取り組まれるよう期待します。

2 意見表明の理由

別紙「2007年申立て第2号にかかる調査結果および判断」のとおりです。

3 本申入れに付帯して求める事項

本申入れ事項にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日(2008年6月16日)までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。

以上

(「意見表明」別紙の内容については個人情報保護のため非公開とする。)

2008年(平成20年)8月28日付「結果通知」(条例第16条第2項)

オンブズパーソン発、市教育委員会宛

結 果 通 知

本件は、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「条例」といいます)に基づき、2007年11月8日付で市教育委員会および当該学校に調査実施通知を行い、調査を実施してきたもの

です。その調査および判断は別紙「2007 年申立て第 2 号にかかる調査結果および判断（最終報告）」に記載のとおりです。

オンブズパーソンは、条例上の対処として「2007 年申立て第 2 号にかかる調査結果および判断（中間まとめ）」に基づき、2008 年 3 月 27 日付で当該学校に「是正等申入れ」（条例第 15 条第 1 項）を、同年 4 月 17 日付で市教育委員会に「意見表明」（同第 2 項）をそれぞれ行いました。その後、各機関から措置報告（条例第 17 条第 2 項）を受けました。なお、本件の申立て事項の一部に関しては判断を保留し、本件調査を継続してきました。

これまでの経過を踏まえ、本件調査の総合的な判断として、さらには是正や改善を求める必要があるとは認められませんでした。関係機関に対して一定の注意喚起等が必要と判断し、条例第 16 条第 2 項の規定により「結果通知」（関係機関および関係人に対して判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる）として本件を処理することが相当と判断しました。

なお、別紙の最終報告には、本件にかかわって生徒指導や生徒理解に関する提案および情報提供を記載しております。今後、本件を大切な経験として、生徒が安心して充実した学校生活を送れるように支援する観点から、生徒指導や生徒理解のための必要な対応に取り組まれるよう期待します。

このたびは、本件調査に関してご協力いただきまして、ありがとうございました。今後とも川西市子どもの人権オンブズパーソンへのご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

（「結果通知」別紙の内容については個人情報保護のため非公開とする。）

2008 年（平成 20 年）8 月 28 日付「結果通知」（条例第 16 条第 2 項）

オンブズパーソン発、当該学校宛

結 果 通 知

本件は、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）に基づき、2007 年 11 月 8 日付で貴校および市教育委員会に調査実施通知を行い、調査を実施してきたものです。その調査および判断は別紙「2007 年申立て第 2 号にかかる調査結果および判断（最終報告）」に記載のとおりです。

オンブズパーソンは、条例上の対処として「2007 年申立て第 2 号にかかる調査結果および判断（中間まとめ）」に基づき、2008 年 3 月 27 日付で貴校に「是正等申入れ」（条例第 15 条第 1 項）を、同年 4 月 17 日付で市教育委員会に「意見表明」（同第 2 項）をそれぞれ行いました。その後、各機関から措置報告（条例第 17 条第 2 項）を受けました。なお、本件申立て事項の一部に関しては判断を保留し、本件調査を継続してきました。

これまでの経過を踏まえ、本件調査の総合的な判断として、さらには是正や改善を求める必要があるとは認められませんでした。関係機関に対して一定の注意喚起等が必要と判断し、条例第 16 条第 2 項の規定により「結果通知」（関係機関および関係人に対して判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる）として本件を処理することが相当と判断しました。

なお、別紙の最終報告には、本件にかかわって生徒指導や生徒理解に関する提案および情報提供を記載しております。今後、本件を大切な経験として、生徒が安心して充実した学校生活を送れるように支援する観点から、生徒指導や生徒理解のあり方を見直す作業が貴校において取り組まれることに大いに期待します。

このたびは、本件調査に関してご協力いただきまして、ありがとうございました。今後とも川西市子どもの人権オンブズパーソンへのご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

（「結果通知」別紙の内容については個人情報保護のため非公開とする。）

②2008年申立第1号案件

申立人	保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、卵、牛乳、小麦などに食物アレルギーがあり、過去にアナフィラキシーショック（重篤な場合には生命の危機もあるショック症状）に陥ったこともあったので、小学校入学前に、学校給食に関する個別的対応をお願いするため、当該学校と話し合いをもった。当該学校としては、給食の中で食べられる物の配膳や家庭から持参した弁当等の保管などについて、現状では担任が配慮をする以上の個別的対応は困難との回答であった。よって、当該子どもの給食にアレルゲン食材が混入してしまった場合に、重大な健康被害が発生するかもしれないという不安が残る。 ②現状では川西市の学校給食におけるアレルギー対応への統一的な仕組み（除去食を含むアレルギー対応）が十分にできていないので、食物アレルギーをもつ子どもが安心して給食を食べることが可能なシステムを構築してほしい。
調査の結果	調査の結果、申立て事項①に関して、当該学校と申立人とのコミュニケーションが重ねられたことにより申立人の当初の不安はほぼ払拭され、当該子どもも安全かつ安心して学校生活を過ごすことができるようになった。当該学校の取り組みは、子どもの権利擁護の観点からも優れたものであると判断した。 申立て事項②に関して、学校給食は教育の一環であることから、食物アレルギーをもつ子どもには、健康への権利に配慮した特別な給食対応（ケア）が必要であり、なおかつ他の子どもたちとともに安心して給食に参加する機会が保障される必要があるとの結論に至った。したがって、学校給食の実施主体である市教育委員会が現在の取り組みを継続しつつ、食物アレルギー対応の充実に取り組む必要があると判断した。
条例上の 対処	上記により、オンブズパーソンは、子どもの権利保障の観点から、食物アレルギーをもつ子どもが安心して学校給食を食べることができるよう、市教育委員会に対して意見表明を行なった。なお、本件については、教育委員会に対して特に措置報告を求めたものではなかったが、「すでにガイドライン作りには着手しているが、意見表明を真摯に受けとめる」旨の報告がなされた。

《公開事項》

2008年（平成20年）12月25日付「意見表明」（条例第15条第2項） オンブズパーソン発、市教育委員会宛 意 見 表 明 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。 オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことを、本件にかかわって、より具体的な取り組みが推進されることを、心より期待します。 意 見 表 明 の 趣 旨 本件調査の結果、子どもの権利保障の観点から、食物アレルギーをもつ子どもが安心して学校給
--

食を食べることができるよう、食物アレルギー対応（以下アレルギー対応）の充実を図っていく必要があるとの結論に至りました。川西市教育委員会が学校給食の実施主体として、アレルギー対応に関する現在の市教委の取り組みを継続しつつ、今後もアレルギー対応を推進するための環境整備や学校現場への支援・助言等必要な対応について、積極的に取り組まれますよう、意見表明いたします。

とりわけ、アレルギー対応を推進するにあたって、子どもの権利保障の観点から重要と考えられる事項は次のとおりです。

①食物アレルギーをもつ子どもも他の子どもたちと一緒に、給食の時間を安心して楽しく過ごせることを基本方針とすること。

②上記①の方針を具体化するためには、個別対応の面では、各学校での裁量を尊重しながらも、大きな枠組みとしての指針（ガイドライン）を示すこと。

③各学校における個別対応を支援するため、必要な人的及び物理的環境の整備の充実を図ること。

④食材の調達や献立の作成などにおいても、食物アレルギーをもつ子どもたちにより一層配慮した取り組みがなされるよう、支援すること。

⑤保護者の不安が軽減されるよう、学校側と意思疎通を十分に図り、常に情報を共有する体制を整えること。

⑥安全確保のために各学校と連携したセーフティネットの構築を図ること。

川西市教育委員会は、現在、アレルギー対応に関する全市的な枠組みづくりが開始されていますが、そのなかでも、除去食等の個別対応の実施に向けた検討に着手するなど、これまでにない新たな進展がみられています。オンブズパーソンは、アレルギー対応の充実に向けた市教委による積極的な取り組みがさらに進捗するよう、強く期待を寄せているところです。

本市において、食物アレルギーをもつ子どもたちが年々増加傾向にあるという時代状況を踏まえると、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）に照らして、市を挙げての積極的な食物アレルギー対応が望まれるところです。実際には、食物アレルギー対応をすすめていく上でいくつかの課題がありますが、学校給食は教育の一環であり、安全で安心できる環境の下、食物アレルギーをもつ子どもたちと他の子どもたちもともに楽しく給食を食べられるようにすることが、教育への権利（子どもの権利条約第 28 条）の保障の観点からも重要です。

したがって、オンブズパーソンは、学校給食の実施主体である川西市教育委員会の責任において、この課題に具体的に取り組まれることが求められていると考えます。今後とも、アレルギーをもつ子どもや保護者の立場を考慮しながら、アレルギー対応の充実に向けた市教委の主体的な取り組みが積極的に講じられていくことを大いに期待し、上記のとおり意見表明をする次第です。

意見表明の理由

2008 年申立て第 1 号にかかる調査結果及び判断

I 本件申立ての概要

略（p.56「申立て趣旨」参照）

II 調査の結果

1. 当該子どもと申立人（保護者）の受けとめについて

(1) 当該子ども（以下 A さんといいます）は、複数の食材に対するアレルギーがあり、過去にアナフィラキシーショックを経験したこともあるほど、重度のアレルギー症状がありました。保育所生活においては、個別調理などの面で職員の協力を得て、安全な環境のもと、他の子どもと同じように給食を楽しむことができました。小学校入学にあたり、申立人（以下保護者といいます）は当該学校と話し合いをしましたが、給食での食物アレルギーに配慮した対応をしてもらえるのかどうか、

また A さんの学校生活上の安全が十分に確保されるかどうか、当初は大きな不安を抱きました。

(2) 入学後、保護者は些細な情報であっても、そのつど担任教諭に伝え、学校側と情報を共有しました。また、事前に配布される献立表から A さんのアレルギーをチェックし、A さん用の献立表を作成し、担任教諭に渡しました。また学校側からも些細なことであっても家庭に連絡を入れ、相互のコミュニケーションを重ねました。その中で、担任教諭から A さんに配慮した上で学級内で取り組めそうな工夫を提案してもらえることもあり、保護者は非常に嬉しかったといいます。このような学校側の対応により、保護者は現行の学校給食実施の枠組みの範囲では、可能な範囲で最大限対応してもらっていると感じるようになりました。こうして現在のところ保護者が当初に抱いた不安は概ね払拭されているといえます。そして、次に詳しく述べますが、A さんは入学当初は給食の時間だけ他の子どもたちから離れた場所で、すべて持参した弁当を食べていました。しかし、現在は自分の席で他の子どもたちとともに、同じ給食を食べることが可能な日が増えています。A さんはこれまで一度も給食の時間を嫌いになることなく、みんなで楽しく食べることが可能な給食の時間を含め、学校生活全般を喜んで過ごすことができています。

2. 当該学校の対応について

(1) 当該学校は、入学後の A さんへの対応について、校長・担任教諭・新学習システム担当教諭・学校調理師などが、連携し組織的に動いていました。これまで、当該学校は、A さんほど重度のアレルギー児を受け入れた経験がなかったため、保護者と話し合った結果、A さんの安全確保を最優先に考え、入学当初は他の子どもと離れた位置で、新学習システムの担当教諭のとなりで持参した弁当を食べることから始めました。学校給食に慣れていない小学校 1 年生は、こぼしたり飛び散らしたりする可能性があるため、A さんの食べているものへのアレルギーの混入と、A さんの体へのアレルギーの付着を防止するための対応でした。ただ、学校はこのままの状態が最善であると考えているわけではありませんでした。A さん・保護者の希望でもある「みんなと一緒に安心して楽しく給食を食べること」を目標にして、具体的には担任教諭を中心に保護者と頻繁に連絡を取りあい、様子を見ながら徐々にできることを増やしていくという方針のもと対応をすすめてきました。学校生活が経過するとともに、学校と家庭のコミュニケーションが深まり、保護者は当該学校の様子や学校給食について理解することができました。一方、学校側も A さんの様子や保護者の思いを理解できたことで、目標を長期に据えて取り組むことができました。

(2) 当該学校は、A さんが新しいことにチャレンジする際には、保護者の見学も随時受け入れています。また、保護者の疑問に対しては、当該学校では栄養教諭・学校栄養職員が配置されていないため、調理師が市の栄養士に問い合わせて回答するなど、真摯に対応しており、保護者に安心感をもたらしています。その中でも、保護者からの申し入れについて、今すぐに対応できないことについては説明責任を果たしています。

また、当該学校では一度だけ、おとなの目が届かぬほんの少しの隙に、A さんが給食の後片付けをしたとき、アレルギーが指に付着し、その手で顔を触ったため湿疹が出たということがありました。その際、養護教諭を中心に迅速で適切な対応が図られました。事後においては、校長の指示のもと、この件を教訓にして関わる可能性のある教諭全員で振り返りを行い、再発防止策を考え職員全体に周知しました。

(3) さらに当該学校ではこうした対応に加え、学級・学年・学校運営として、食物アレルギーに関して他の教職員や子どもたちへの情報提供を行い、相互理解の促進を図るなど学校全体としての取り組みがすすめられています。とりわけ、A さんの在籍する学年は 6 年間一緒に育っていく仲間であることから、食物アレルギーをもつ A さんへの理解を深め、互いに支え合える仲間づくりを目指

した教育実践に取り組んでいます。その中で、それぞれの個性を認め合い、すすんで考え助け合う集団が育っています。例えば、おとなが気づかない場面でも子ども同士で A さんに配慮して声をかけあったり、食物アレルギーのことでどんなふうに気をつけたらいいか自ら教員に質問してくる子どもたちの姿がみられているといえます。また、授業においても同様の観点から取り組みが行なわれています。スイートポテトを作る生活科の授業では、A さんが普段食べている植物性のバターを学年全体で使用するにより、全員同じ原材料で作って食べることができました。

(4) 以上述べたように、家庭と協力・連携しながらすすめてきた当該学校の主体的な取り組みによって、現在 A さんは自分の席で他の子どもたちとともに同じ給食を食べることが可能な日が増えてきています。と同時に、周囲の子どもたちの食物アレルギーに対する理解も深まっています。当該学校では、A さんにとって、安全かつ安心して楽しい学校生活を送ることができる環境がつくられています。こうした当該学校の柔軟かつ誠意ある対応に、保護者は感謝し、安心感と信頼感を抱くことができています。

3. 川西市の状況について

(1) 市教委のヒアリングを中心に

文部科学省の通達により川西市が実施した調査によれば、平成 20 (2008) 年 5 月 1 日現在、特別支援学校を除く川西市内の小学校 16 校の在籍児童数 9,206 名のうち何らかの食物アレルギーを抱える児童数は 431 名です (全体の 4.7 %)。食物アレルギーをもつ児童の分布にはばらつきがあり、10 名に満たない学校もあれば、50 名以上の児童が在籍する学校もあります。

現在、川西市として取り組んでいる食物アレルギー対応は、保護者に対して①使用食材の分かる献立表を事前に配布すること、②牛乳を飲まない子どもの牛乳代を徴収しないことです。2008 年 10 月からは、川西市公式 Web サイトにおいて、食材名を確認できる献立表と、複数の材料で製造された食材に関する配合内容一覧表を公開しています。なお、前記調査結果によると、上記より踏み込んだ食物アレルギー対応として「担任教諭の指導の下、原因食品を除去して食べさせる」(12 校)、「弁当を自宅から持参させる」(12 校)、「代替食材料を自宅から持参させる」(9 校)、「原因食品 (牛乳を除く) を除去した給食を提供」(6 校)が行なわれています。ただし、これらの対応はあくまでも各学校独自の判断によるものです。

また、米飯給食の回数が週 1 回から週 2 回 (平成 16 年)、週 2 回から週 3 回 (平成 18 年) へと増加したことも、食物アレルギーのある子どもが食べられる献立の増加につながっています。さらに、本年 10 月、市教委は「学校における食育の目標と基本方針」を策定しました。基本方針 6 項目の一つに「肥満、食物アレルギーや偏食等の個々の問題に対応する指導の充実」が盛り込まれました。

こうした従来の対応に加えて、市教委は、現在行なっている対応からは後退させることなく、食物アレルギー対応に関する全市的な枠組みづくりの検討を開始しています。具体的には、卵がアレルゲンとなっている子どもがもっとも多い (何らかの食物アレルギーをもつ子どものおよそ 2 人に 1 人の割合で卵がアレルゲンとなっている) ため、まずは卵に関する食物アレルギー対応を始めることを目指し、ガイドライン作成に着手しています。従来から市内の栄養教諭・学校栄養職員と学校調理師とで構成される学校給食に関する研究会があり、積極的に活動しています。今回のガイドライン作成にあたっては、この研究会で意見交換及び議論を踏まえた上で市教委としての具体的な検討をすすめています。加えて、現状に即した対応を図るためにも、多くの保護者から意見を聞く姿勢で臨んでいます。そして、なによりも子どもの命と健康にかかわる重要な問題であるとの認識のもと、子どもの安全を十分に確保することを不可欠の前提として、この施策をすすめています。

(2) 学校給食調理現場との意見交換をめぐって

オンブズパーソンは、学校給食調理に従事する職員（栄養教諭・学校栄養職員及び学校調理師）のみなさんと意見交換を行いました。その結果、学校給食調理の現場では、食物アレルギー対応に対して高い意欲があることがわかりました。その一方では①個別対応を前提とした調理場の環境整備及び人的配置について、②危機管理（リスクマネジメント）について、③アレルギー対応に関する指針や方針及び責任の所在について、それぞれに課題があることが浮き彫りになりました。こうした複数の課題を抱えたままの状況においては、食物アレルギー対応を行なうことについて、大変な困難を感じていることが把握されました。しかし、実際には、食物アレルギー対応の為の環境整備が十分でない中で、アレルギーが軽度で、保護者との合意によって現場でできる工夫を行ない、可能な範囲で対応をしている学校もありました。

4. 国や自治体の対応について

(1) 国の対応について

国の示した最新の基準は、文部科学省所管の（財）日本学校保健会が2008年3月に発行した『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』（以下『ガイドライン』）で示されています。『ガイドライン』には、除去食対応と代替食対応が学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形として位置づけられています。

対応にあたっては、①学校－調理場－家庭の三者の連携体制の強化、②対応内容についての保護者の理解といじめ防止のための他の児童生徒への配慮、③教職員全員の食物アレルギーに関する研修・資質向上、④栄養教諭等が配置されていない学校における食材確認・調理指導・教職員全員への徹底周知などの運営体制の強化・明確化という4点の確認が重要である、としています。加えて、「学校の設置者であり、かつ学校給食の実施主体でもある教育委員会が各学校の状況を的確に把握し、主体的に対応すること」「その上で体制を確立し、人的及び物理的環境の整備を図ること」（前掲書71頁）と、教育委員会が積極的な姿勢で食物アレルギー対応へ向けての環境整備に取り組むことを求めています。また、緊急時の対応について、学校・教育委員会が本人、保護者、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要があると記されています。

(2) 他自治体の対応について

学校給食実施の仕組みそのものが自治体ごとに異なるため、上述の『ガイドライン』で示された基準や努力目標が一律に達成されるわけではありません。それぞれの自治体の実情に即したかたちで食物アレルギー対応を行っています。その中でも比較的早い時期から個別対応を始めた一つの自治体の例として、大阪府箕面市があります。

箕面市が全市的に学校給食における食物アレルギー対応に取り組むきっかけとなったのは、平成3年に保育所から極めて重度なアレルギーを有する子どもが就学するとの申し送りがあったからです。平成5年には、「アレルギー疾病等児童生徒に係る学校給食検討委員会」が開かれ、翌年3月に答申が出されました。市教委は答申を受けて要項づくりに着手したものの様々な懸案事項があったため、厳密な要項の完成には至りませんでした。しかし、この要項に替わるものとして、平成12年5月、「個別対応給食実施範囲」と「個別対応給食システム」を策定し、『個別対応給食について（通知）』として取りまとめ、全給食実施校に周知しました。これ以降、箕面市の学校給食における食物アレルギー対応は、これらの規定に沿って行われています。その大きな特徴は以下のとおりです。

(イ)食物アレルギー対応だけを特化して扱うのではなく、病気や障がいのある子ども、日本と異なる文化的・宗教的背景をもつ子どもへの幅広い個別対応のシステムづくりを行い、その一環と位置づけて取り組む（緊急時対応のシステムづくりにおいても同様）。

(ロ)原則除去食対応までという限度は示しつつも、具体的な対応の内容や程度については各学校の裁

量を認め、可能な限りでの対応を求める。

(ハ)校内個別対応給食検討部会の招集により、必要に応じ学校全体で個別対応給食に取り組む体制づくりを容易にする。

(ニ)個別対応給食調理の推進に必要な環境整備（物的資源及び人的資源の充実）を積極的に行う。

(ホ)親の会との協働も含め、学校・教委が保護者の思いをしっかりと聴き、よく話し合うことを大切にしている

5. 学校給食の法的意義と子どもの人権

(1) 学校給食の法的意義

日本の学校給食は、明治時代後期に一部の貧困児童、欠食児童の救済を目的として始めました。終戦後の食糧難を背景として、公費による学校給食が制度として開始されたのは 1946 年です。この時から、学校給食は全ての児童生徒のための教育条件整備の施策として位置付けられました。

1954 年に制定された学校給食法においては、「義務教育諸学校における教育目的を実現する」(第 2 条) ことが学校給食の目標とされ、「当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施される」(学校給食実施基準第 2 条) ものとされています。さらに、学習指導要領においても、学校給食は特別活動のうちの学級活動に位置付けられています。すなわち、学校給食は、法的にも教育条件の一つであり、教育の一環であるといえます。

(2) 学校給食の体制

学校給食の実施者は、その学校の設置者です(昭和 32 年 12 月 18 日文部省管理局長回答)。教育委員会は、学校給食に関する事務を管理し、執行する権限を有しています(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 11 号)。学校給食運営のための組織としては、「①学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画、管理し、職員を指揮監督して行うこと。②学校の職員はそれぞれの職務に応じ、学校給食に関する事項を分担すること。③教師は学校給食に関する研修につとめ、学校給食計画の改善向上を図る」(昭和 31 年 6 月 5 日文部省管理局長通達)とされています。

多くの自治体では献立の共同実施や学校給食会を通じての材料購入を行っています。また、調理の全部または一部を民間業者に委託している例もあります。しかしながら、学校設置者である市区町村などの自治体(教育委員会)が学校給食を実施し、各学校がこれを運営するという基本構造は同じです。

(3) 学校給食をめぐる裁判例

主として学校給食の安全性を争点として裁判になった例が二件あります。一つ目は、小学校 6 年生の児童が学校給食で出されたそばを食べたのが原因で喘息発作を起こし、異物誤飲で死亡した事件です。二つ目は、小学校 6 年生の児童が給食により他の多数の児童とともに食中毒を発症し、敗血症により死亡した事件です。いずれの事件においても、学校給食が教育の一環であることを前提として、その実施者に高度の安全性に関する注意義務を課していると評価できます。

(4) 学校給食と子どもの権利

学校給食は、すべての子どもへの一律の献立提供が前提であるため、食物アレルギーをもつ子どもにとっては、他の子どもと同様に給食を食べることができなかったり、アレルゲンを含む食材を誤って食べるによりアレルギー症状を発症するなどの事態が考えられます。では、学校給食の実施主体者は食物アレルギー対応に関して、どのようなアプローチを取るべきでしょうか。

まずは、アレルゲンを含む食材の除去など学校給食の提供者側で個別対応を図っていく方法が導き出されます。また、学校給食をめぐる判例からわかるように、学校給食における食物アレルギー対応については子どもの安全配慮義務が十分に果たされていく必要があります。

ここでより重要なのは、その個別対応が子ども同士の関係を分けず、関係を支えるものとなるこ

とです。学校給食法では、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」（第 2 条 2 項）と学校給食の目標が示されています。また、子どもの権利条約では、子どもの教育への権利と機会の平等を定め（第 28 条 1 項）、特別なケアを要する子どものための援助を求め（第 23 条）、かつ健康に関する子どもの権利（第 24 条）を規定しています。

したがって、学校給食は、子どもたちが「明るい社交性及び協同の精神」を養えるように、食物アレルギーをもつ子どもであっても、他の子どもとともに安心して給食を食べることができるようにその権利を保障し、子どもの最善の利益を志向した対応がとられる必要があるといえます。すなわち、学校給食と子どもの権利の構造的なつながりは、次のように整理できます。食物アレルギーをもつ子どもは、健康への権利に配慮した特別な給食対応（ケア）が必要であり、なおかつ教育の一環として、他の子どもとともに安心して給食に参加する機会が保障されるべきといえるでしょう。

Ⅲ オンブズパーソンの判断

（1）入学以前に強い不安を感じていた保護者は、入学後においては、当該学校から現行の学校給食実施の枠組みのもとでは最大限の対応をしてもらっていると感じるようになり、不安はほぼ払拭されています。学校全体として他の教職員や子どもたちへ情報提供や相互理解の促進、保護者との十分な意思疎通と円滑な協力・連携等、こうした当該学校の取り組みにより、現在、Aさんは自分の席で他の子どもたちとともに同じ給食を食べることが可能な日も増えてきており、周囲の子どもたちの食物アレルギーに対する理解も深まっています。当該学校では、食物アレルギーをもつ子ども他の子とともに楽しく給食を食べることが可能な環境となっており、Aさんは、安心して楽しい学校生活を送ることができているといえます。

（2）オンブズパーソンは、本件調査の結果、食物アレルギーをもつ子どもは、健康への権利に配慮した特別な給食対応（ケア）が必要であり、なおかつ教育の一環として、他の子どもとともに安心して給食に参加する機会が保障される必要がある、との結論に至りました。とりわけ、子どもの権利保障の観点から重要なことは、個別対応が子ども同士の関係を分けず、関係を支えるものとなるようにすることです。

食物アレルギー対応の問題をめぐっては、食物アレルギーがあるために食べられないものがあるのに、「好き嫌いの激しい子」と周囲から誤解されたり、そのことが原因となって「いじめ」が起きることなどが指摘されています。当該学校においては、教職員だけでなく周囲の子どもたちも、Aさんや食物アレルギーについての共通理解を図るための取り組みを重ねており、その成果として「いじめ」が防止されているといえます。したがって、当該学校の取り組みは、子どもの権利擁護の観点からも極めて優れたものであると、オンブズパーソンは認識しています。食物アレルギーがある子どもも他の子どもとともに安心して楽しく学校生活を過ごせる仲間づくりを支援すること、校内での教職員の情報共有や連携のあり方、家庭とのコミュニケーション、協力・連携のあり方等、当該学校の取り組みから学ぶことが多くあります。学校における食物アレルギー対応を具体的に考える上で、当該学校の実践を参考にさせていただきたいと思います。

（3）ただ、こうした当該学校の取り組みは、すべて学校長の判断のもと、学校側の善意、努力、創意工夫が発揮されて実現可能となったものです。したがって、市の方針がない中、当該学校にとっては判断が困難な事態が生じたり、Aさんへの対応がいつ後退しても不思議ではないという懸念は残ります。また、学校給食の現場からは「子どものことを考えればできるだけ食物アレルギー対応をしていきたい」という意見が多く出されましたが、物的・人的環境も不十分な中では個別対応には困難が伴い、緊急時の対応について規定がないため、子どもの安全を第一に考えると消極的にならざるを得ないという現状があります。いいかえれば、市教委による方針や責任の所在の明確化、

食物アレルギー対応のための安全確保の体制及び物的・人的環境の整備などの条件が整えば、学校現場はより積極的に対応を図ることができるようになるといえます。

(4) 前述のとおり、学校給食の実施者はその学校の設置者です。また、過去の判例をみても、学校給食が教育の一環であることを前提として、その実施者には高度の安全性に関する注意義務が課されています。学校給食の実施主体である市教育委員会の担っている責務は重要です。また、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』によれば、学校給食が必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、子どもたちが「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割があり、食物アレルギーの子どもが他の子どもと同じように給食を楽しめることを目指すことが重要であると指摘し、そのためにも教育委員会が積極的な姿勢で食物アレルギー対応へ向けての環境整備に取り組むべきであると述べています。さらに、食物アレルギーをもつ子どもたちが年々増加傾向にあるという時代状況を踏まえると、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）に照らして、市を挙げての積極的な食物アレルギー対応が望まれるところです。

現在、市教委は、食物アレルギー対応に関する全市的な枠組みづくりの検討を開始しています。まず最初に卵に関する食物アレルギー対応を始めることを目指し、ガイドライン作成に着手しています。従来の対応にはみられないあらたな取り組みであり、オンブズパーソンは強い関心と期待を寄せています。

(5) 最後に、食物アレルギー対応についての情報公開について述べます。申立人は、入学前、市内小学校における食物アレルギー対応がどこまで可能なかが明確でなかったため、A さんの学校生活上の安心・安全が脅かされるのではないかと強い不安や懸念を感じ、本件人権救済の申立てに至りました。本来であれば、子どもの安心・安全にかかわって、食物アレルギー対応に関する教育行政の説明責任を十分に果たしていく必要があったと思われます。今後は、保護者の不安を解消していくためにも、現状の取り組みを継続しつつ、より一層の情報公開をすすめていくことを期待します。

IV 結 論

略 (p.57「意見表明」参照)

以上

③2008年申立第2号案件

保護者から学校とのトラブルについて申立てがあったが、調査実施前に、申立人が本件申立てを取り下げる意向を明確に示したことから、条例第 11 条第 5 項の規定により審査した結果、調査を実施しないことが相当との判断をオンブズパーソン会議において全会一致で決定した。

④2008年申立第3号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	当該子どもは、中学校入学後からの継続的ないじめによって深刻な精神的苦痛を受けている。保護者は、学校側に子どもの苦痛を重大なこととして受けとめてもらえていないと感じ、無力感を抱いた。
調査の結果	調査継続中。
条例上の 対処	条例上の対処は 2009 年次に持ち越すこととなった。
公開事項	なし（2008 年次中には条例上の対処に至らなかったため。）

表2-1 申立案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999.6～2008.12)

	案件番号	調査開始等	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	調査回数	備考
1	1999年申立第1号	1999年6月	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	16	公開
2	1999年申立第2号	1999年6月	00.5 意見表明(市教育委員会) 00.8 意見表明(市福祉事務所)	33	公開
3	1999年申立第3号	1999年6月受付	調査不実施・調整実施	—	—
4	1999年発意第1号	1999年6月	99.9 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	12	公開
5	1999年申立第4号	1999年9月	02.2 結果通知(市教育委員会)	9	公開
6	2000年申立第1号	2000年2月	00.7 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.7 結果通知(当該学校) 00.7 結果通知(市長)	51	公開
7	2000年申立第2号	2000年5月	01.10 結果通知(市教育委員会)	13	非公開
8	2000年発意第1号	2000年11月	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打切り	15	非公開
9	2000年申立第3号	2000年12月	02.3 意見表明(市教育委員会)	12	公開
10	2001年申立第1号	2001年3月	01.4 是正等申入れ(当該学校) 01.7 意見表明(市教育委員会) 01.7 結果通知(市長)	31	公開
11	2001年申立第2号	2001年7月	01.8 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打切り	38	非公開
12	2001年発意第1号	2001年12月	02.3 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打切り	1	公開
13	2002年申立第1号	2002年4月	02.8 調査打切り	5	非公開
14	2002年申立第2号	2002年3月	03.3 結果通知(市教育委員会) 03.3 結果通知(当該学校) 03.3 結果通知(市保健福祉部)	32	公開
15	2002年申立第3号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
16	2002年申立第4号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
17	2002年申立第5号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
18	2002年申立第6号	2002年6月	02.8 より申立第8号と一体的に扱い対処	3	公開
19	2002年発意第1号	2002年6月	02.8 勧告(市教育委員会) 02.9 公表(市役所記者クラブ)	64	公開
20	2002年申立第7号	2002年7月受付	調査不実施・調整実施	—	—
21	2002年申立第8号	2002年8月	02.9 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.3 要望(当該施設設置者) 03.3 意見表明(市保健福祉部) 03.3 公表(市役所記者クラブ) 03.4 結果通知(県民生活部監査指導課)	41	公開
22	2002年発意第2号	2002年9月	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市役所記者クラブ)	25	公開
23	2003年申立第1号	2003年4月	03.11 意見表明(市教育委員会)	11	公開
24	2003年申立第2号	2003年4月	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	20	公開

25	2003年申立第3号	2003年5月	03.11 対処の必要が認められず調査終結	6	—
26	2003年申立第4号	2003年5月受付	調査不実施・別件処理	—	—
27	2003年申立第5号	2003年5月受付	調査不実施・調整実施	—	—
28	2003年申立第6号	2003年6月	03.9 意見表明(市教育委員会) 03.9 結果通知(当該学校)	16	公開
29	2003年発意第1号	2003年6月	03.7 意見表明(市教育委員会) 03.7 改善等申入れ(当該学校) 03.8 要望(当該保護者) 03.9 結果通知(当該保護者)	77	非公開
30	2003年申立第7号	2003年12月受付	調査不実施	—	—
31	2004年申立第1号	2004年2月	04.6 結果通知(当該学校) 04.6 結果通知(市教育委員会)	27	非公開
32	2004年発意第1号	2004年3月	05.6 結果通知(市教育委員会)	17	非公開
33	2004年申立第2号	2004年7月	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	22	公開
34	2004年申立第3号	2004年12月	05.6 意見表明(当該学校) 05.9 意見表明(市教育委員会)	42	公開
35	2005年申立第1号	2005年6月	05.8 勧告(市教育委員会) 05.8 勧告(当該学校)	49	公開
36	2005年申立第2号	2006年2月	06.3 調査打ち切り	7	—
37	2006年申立第1号	2006年3月受付	調査不実施・調整実施	—	—
38	2006年申立第2号	2006年5月	06.7 調査打ち切り	8	—
39	2007年申立第1号	2007年4月	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	25	公開
40	2007年申立第2号	2007年11月	08.3 是正等申入れ(当該学校) 08.4 意見表明(市教育委員会) 08.8 結果通知(当該学校) 08.9 結果通知(市教育委員会)	51 (30)	
41	2008年申立第1号	2008年1月	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	37	
42	2008年申立第2号	2008年3月受付	調査不実施	—	—
43	2008年申立第3号	2008年10月	調査継続	9	

延べ回数

825

(注)

- ・2008 年次に扱った案件は太字ゴシックで表記。
- ・調査延べ件数の()内は、2007年次に実施した調査の延べ件数。
- ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。

〔3〕 条例第6条第3号の規定に基づく提言

本年次は、条例第6条第3号にもとづき「教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて」と題する提言を実施しました。

この条項は、子どもの最善の利益の観点から、子どもの人権を侵害するまたはその可能性がある制度等に対して、是正や改善等を関係機関に求めることができると規定しています。これは条例にもとづくオンブズパーソンのすべての活動に関連して行います。

2008（平成20）年7月31日付「条例第6条第3号の規定に基づく提言」

オンブズパーソン発、市教育委員会宛

条例第6条第3号の規定に基づく提言

私たちオンブズパーソンは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第6条第3号（「子どもの人権の擁護のための必要な制度の改善等の提言に関すること」）の規定に基づき、貴委員会に対し、「教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて」と題する提言を行います。

子どもが安心して豊かに育つことができるまちづくりを推進していくためには、地方自治体が、率先して児童虐待防止対策に取り組む必要性があります。

このたび、オンブズパーソン活動を推進するなかで、虐待対応にかかわって関係機関の連携が十分にとれず、その結果として子どもに不利益が生じてしまっているのではないかと懸念されることがありました。関係機関の相互の連携を機能させるためには、子どもの虐待を早期に発見しやすい立場にある学校関係者の児童虐待に対する正しい理解と認識が不可欠です。川西市において、虐待対応が適切に図られていくためには、おとなの利害や関係性を優先させるのではなく、あくまで子どもの安心・安全を確保することを最優先に考えた実質的な関係機関の連携の強化が差し迫って求められていると考えます。

文部科学省も「児童虐待防止に向けた学校における対応は、緊急かつ徹底して取り組むべき課題」として、各都道府県教育委員会等に対し児童虐待防止に向けた学校における適切な対応を図るよう繰り返し求めています*1。また、虐待防止に向けては、とりわけ「子どもを取り巻く各関係機関が連携して、総合的な支援体制を整備して、その対策に取り組まなければならない」としています*2。

本提言は、特に措置報告を求めるものではありませんが、問題の重要性に鑑み、貴委員会におかれても真摯に検討されることを期待します。

*1 文部科学省通知、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」、平成16年1月30日。

同、「学校等における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」、平成18年6月5日。

*2 学校等における児童虐待防止に向けた取組みに関する調査研究会議、「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」、平成18年5月。

提言：教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて

1 児童虐待の現状と課題

厚生労働省の統計によれば、全国の児童相談所が受け付けた児童虐待に関する相談等は、平成2年度の1,101件から平成17年度には34,472件に急増しています。この間に児童虐待防止法の制定と改正、児童福祉法の改正などの法的手当と児童相談所の強化などの体制整備がなされてきましたが、現在もなお、児童虐待対策は、子どもの人権に関する最重要課題のひとつであるといえます。

児童虐待の背景には、孤立した母親の子育て不安、貧困、失業などの経済的問題、夫婦の不和などの家庭問題、地域社会における人間関係の希薄化などの社会的要因など、様々な問題が重なっていることから、福祉だけではなく、教育、医療、保健、司法などの各関係機関が密接な連携を取らなければ問題を解決することができません。具体的には、児童虐待の発見や児童の権利擁護に携わるべき機関である、児童相談所、家庭児童相談室、保育所、幼稚園、学校、医療機関、保健所、警察などの諸機関は、児童虐待対策地域協議会のメンバーとなり、それぞれの機関の役割や権限を相互に理解することが求められています。しかしながら、上記の法の趣旨や理念に対する理解については、「地域により差があるのではないか」、「機関により温度差があるのではないか」との指摘もなされています。特に、2004年に発覚したいわゆる「岸和田事件」（中学3年の男児が虐待により餓死寸前の状態で発見された事案）の検証過程では、小中学校においては、「乳幼児と比べて児童の年齢が高い学齢期では、虐待による危険度が低い」との誤った認識や、保護者への遠慮から、福祉機関への通告をためらう傾向など連携体制が不十分であることが指摘されています。*3

2 川西市における現状と課題

川西市においても、法に基づく協議会が設置、開催され、事案によってはケース会議も開かれるなど、虐待防止のための機関連携を推進する基礎は整っているといえます。しかしながら、前項の一般的課題で指摘したような課題（小中学校において虐待に関する知識や機関連携の意義に関する認識が不十分）が、川西市においても認められるのではないかと、オンブズパーソンは危惧しています。

それは、オンブズパーソンも関与したあるケースの過程で認識されたことですが、学校関係者の虐待対応に関する知識が不十分であり、児童相談所等との連携が適切にとられなかったと思わせるものでした（具体的には、児童虐待防止法の通告義務、児童相談所の役割、子どもへの暴力防止プログラム、繊細な事案に関する対処方法などに関するものについて）。なお、関係機関の連携を促進し、虐待対応が適切に図られていくよう、本来学校への支援・指導をするべき立場にある教育委員会の機能、役割が十分に発揮されていないのではないかと懸念されるものでした。

このケースにおいて、子どもの現在の心身の状態に大きな問題は今のところ確認されていませんが、不十分な知識に基づく対応が事案の混乱を招いたことは確かです。

3 児童虐待に関する研修制度の充実について

関係機関の連携が不十分であると、児童の死亡などの重大な結果に繋がることは、最近でも大阪の「寝屋川事件」（家庭児童相談室において見守り中の幼児が母の内夫による暴力で死亡した事案）などにより明らかです。また、死亡などの重大な結果に至らなくても、関係機関が対応を誤ることにより、児童の心身やその健全な成長に重要な悪影響を及ぼすことがあり、性的虐待などの繊細な対応を要するケースではその傾向は顕著です。そして、機関連携を密にし、万全な対応を図る前提として、お互いの機関の役割や児童虐待に関する基礎知識への理解が不可欠であることは言うまでもありません。

貴委員会におかれても、児童虐待に関する法律や制度の改正に際して、研修会の開催や資料の配付などの必要な対応を取っておられることと存じます。しかしながら、小中学校における前記の一般的課題が川西市においても妥当することから、研修体制の一層の充実、貴委員会としても検討すべき課題であるといえます。それだけではなく、現実に前記のような事案が発生していることに鑑みますと、その課題としての優先順位は高く、オンブズパーソンとしては、これを放置すれば子どもの人権侵害に繋がりがかねない恐れがあると考えます。

4 研修制度の充実に関する方向性について

研修体制の具体的な中身に関しては、貴委員会において十分に検討されるべき事項ですが、オンブズパーソンとしては、子どもの人権擁護の立場から、次のような内容が盛り込まれることを期待します。

- ①対象は、管理職だけではなく養護教員を含む全教職員であること。
- ②目的は、具体的な事案におけるスムーズな連携が可能となる程度の実践的な知識等を修得することとし、単なる法令や制度の紹介にとどまらないこと。
- ③そのためには、次のような内容を含み、児童虐待の実情に詳しい専門家が講師となること。
 - ・学校現場において、子どもが虐待されている兆候を発見するためのスキル。
 - ・虐待家庭の問題状況に対応した社会的援助ソースを把握し、そこに繋ぐことができるソーシャルワーク的発想方法。
 - ・子どもに安心感を与えるための関係作りと教師集団の役割分担の在り方。

5 付 言

なお、本提言は、条例に基づく関係機関の主体的な取り組みに資するためのものであり、したがって、オンブズパーソンは教育委員会の求めに応じて、教職員向けの研修等へ参加その他必要な支援等に積極的に協力する用意があることを、申し添えます。

以上

*3 大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム「子どもの明日を守るために～児童虐待問題対策検討チームからの緊急提言～」、平成 16 年 3 月。

第 3 章

オンブズパーソンの広報・啓発活動

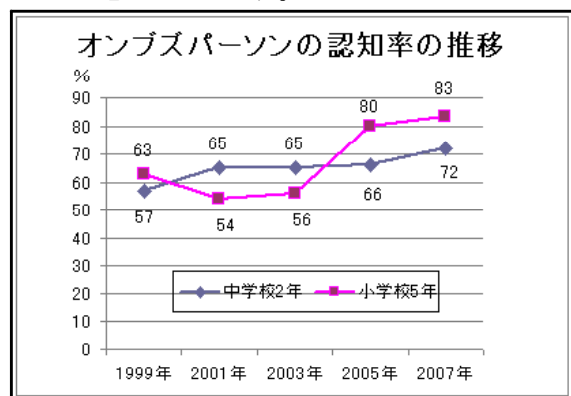
- 〔1〕 子どもたちへの広報・啓発
- 〔2〕 おとなたちへの広報・啓発
- 〔3〕 制度・活動に関する問い合わせ・視察

第3章 オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（第6条第2項）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに、広報・啓発活動が大切なものといえます。

2008年次の成果と課題

本年次も、子どもからの相談の割合が42%を超え過去最高でした。従来積み重ねてきた広報・啓発活動によって、本制度も少しずつですが、子どもや市民の間に浸透してきていると感じています。



「子どもの権利条約にもとづく実感調査」より

隔年ごとに市人権推進課で実施している「子どもの権利条約にもとづく実感調査」において、市内の全小学校5年生及び全中学校2年生にアンケート調査をしたところ、オンブズパーソンを知っているという認知率は1999年からの推移をみると、少しずつですが上がってきています。この結果から、子どもたちにとって、オンブズパーソン制度が一定程度は浸透してきているものの、一方で2～3割の

子どもたちには、オンブズパーソンが知られていない現状がわかります。

子どもたちにオンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、電話カードやリーフレットの配布とともに「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接出会う機会を設けるなど、今後も活動を具体化していく必要があります。

また、おとなたちへの広報・啓発活動において、オンブズパーソンが参加した講演会・研修会などの実施回数は市外では増えました。市内向けは例年に比べ減少しました(表3-1)。これは、他の自治体の中でオンブズ制度設立に注目が集まっているためです(p.77 参照)。

本年次、特に実施できた活動としては、12月の人権週間に発行した市広報紙「人権問題特集号」(6万9千部配布)の中に、オンブズパーソン制度を2ページにわたり掲載したことです。わかりやすいようにイラストや表を使ったり、子どもや教職員、保護者からのメッセージを載せるなどして大きな反響もありました。

今後も引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

表3-1 オンブズパーソン等が参加した研修会・学習会の実施回数

(2004年次～2008年次)

対象 \ 年次	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
(A)市機関職員等	15	18	9	4	3
市長部局職員(保育士含む)	9	10	7	3	3
市教育委員会職員		7	1		
市学校園教職員	5		1	1	
その他関係者	1	1			
(B)市民等Ⅰ	8	7	4	10	7
民生委員児童委員					1
人権擁護委員				1	
PTA・保護者関係	3	5	3	4	5
かわにしこどもネット		1			
小学校区人権啓発推進委員	1			1	1
人権学習グループ	1			1	
公民館等の講座	1			3	
その他	2	1	1		
(C)市民等(子ども含む)Ⅱ	8	8	17	12	12
思春期子育て講座		2	2		
年次報告会		1	1	1	1
学校・オンブズパーソン語る会			1		
小学校・児童館訪問		2	2		
子ども☆ほっとサロン		3	11	11	11
その他	8				
市内(A+B+C) 合計	31	33	30	26	22
(D)市外の団体等			13	14	28
地方自治体			11	3	17
その他団体			2	11	11
市内・市外(A+B+C+D) 総合計			43	40	50

(注) 表中の(A) (B) (C) (D)は次のものを指す。

(A) 市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等。

(B) 社会教育関係団体等が主催した学習会や市の機関が市民等を対象に開催した講座等。

(C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした学習会や座談会等。

(D) 市外の自治体や市外の民間団体、大学、研究機関等によって開催された講座や研修等。

〔1〕子どもたちへの広報・啓発

電話カード・子ども向けリーフレットの配布

本年も例年同様、市内の学校園・保育所に依頼して、1学期にはオンブズパーソンと相談員の顔写真を載せた「子どもオンブズ電話カード」を、2学期には、制度の利用方法などをマンガや図などでくわしく示した「子ども向けリーフレット（2008年改訂版）」を市内の子どもたちに配布しました。毎年、電話カードとリーフレットの配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど目に見える効果があります。子どもからは、筆箱にしまっておいたり、冷蔵庫に貼ってあるという声を聞きます。子どもたちに直接届ける広報活動は重要な取り組みです。



子どもオンブズ電話カード（左）とリーフレット（右）

「子どもの人権 オンブズパーソン」って?

「こまってる子どもを助けて守ってくれる人」という意味なんだ。

相談したいときはどうすればいいの?

でんわで話す
なまねは言わなくてもいいよ。ヒミツは守るよ。

0120-197-505
(24時間) 072-740-1234
月～金曜日：13時～18時 その他は留守番電話

会って話す
①「子どもオンブズ事務局」(市役所2階)に連絡する。
②「子どもオンブズくらぶ」(市立図書館・公民館・パティオ)まで来る。でんわで予約してね。

ファクスを送る
「740-1233」(ファクス専用)まで送ってね。

てがみを出す
「7605-0501 オンブズパーソンあて」
と郵便はとくよ。

どんなふうに助けてくれるの?

相談する → なにかできるか どうしたらいいか 一緒に考える → オンブズパーソンが 決める → 解決

★子どもとおとなも相談できるよ。
★みんなの話をじっくり聴くよ。

★あなたの気持ち・意見をしっかりと伝える。
★解決に向けて、必要な人たちに協力してもらいように話をする。

リーフレット中面

子どもたちの事務局見学

毎年5月～6月にかけて、市内のほとんどの小学校において3年生の市役所見学が実施されます。その際にオンブズパーソン事務局の見学もあり、そこでは、紙芝居（前頁リーフレットの中のマンガの部分）を用いて、オンブズパーソンのことをわかりやすく説明します。

また、子どもたちには、事務局内の2台の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルにかけてもらう「体験」をしてもらいます。電話をかける方も、受ける方も子どもたちです。

みんなで電話番号を言いながら、代表の人が電話をかけます。電話がかかり、受話器を取った瞬間にはいつも子どもたちから歓声があがります。「困ったり悩んだりしたとき、両親や先生、お友達などに言いにくいときは、どんなちいさなことでもいいから、気軽に電話してね」ということを、子どもたちに伝え、身近な存在として親しみを感じ取ってもらえる絶好の機会となっています。これを機に相談が寄せられることが多くあります。



子どもたちは相談員の紙芝居を熱心に聴いてくれます。

「子ども☆ほっとサロン」開催

原則月1回、中・高生向けの広報・啓発活動の一環として、子どもオンブズクラブで開催しています。参加者は相談に来た子ども、参加者が連れてきた子ども、また、実際に不登校になっている子ども、いじめを受けている子どもなど、様々ですが、子どもたちにとって自由に安心して語り合う場になっています。今年は、子どもたちが企画し協力し合って、川西まつりでフリーマーケットに出店したり、毎年恒例のクリスマス会を開催しました。そこでは、子ども同士がお互いに受け入れられるという体験を通して、つながりが生まれ、自分ひとりという孤立感が和らぐ様子も随所にみられます。

例えば、人前に出るのが苦手だった人が、フリーマーケットでは周りの人たちと一緒に「いらっしやいませ」と元気に売り子をしたり、対人関係に自信がなかった人が初対面の人と一緒にクリスマス会の準備の買い物をしたりと、肯定的なかかわりが生まれていました。クリスマス会での「しゃべり場」では、「今年一番嬉しかったこと」や「自分を誉めてあげたい出来事」などのテーマで、お互いに語り合う場面がありました。こうした体験により、その後の生活をしていく上で、自分の存在に自信を持ち始め、それぞれの課題を乗り越えたり、さまざまなことにチャレンジしていく子どもたちの姿がみられます。

「子ども☆ほっとサロン」の参加人数（2008年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	合計
4	6	2	4	3	6	1	3	3	7	10	49人

オンブズパーソン事務局でトライやる・ウィーク（職場体験）

本年も市教育委員会と学校から要請を受け、中学校2年生の「トライやる・ウィーク」を2校受け入れました。主にオンブズ図書の整理や小学校3年生の事務局見学の際には、相談員に代わって、彼らが自分たちで作った紙芝居を読み、オンブズパーソンの説明を行いました。どうすればより小学生に伝わりやすくわかりやすい内容になるか、自分たちで意見を出し合い、紙芝居の改善や読み方の工夫などに積極的に取り組んでくれました。また、オンブズパーソンの講演会でも、100人近い民生委員・児童委員さんを前にして、紙芝居を使って説明をしました。こうした体験を通して、オンブズパーソンの活動について学びを深めている様子が見られました。

【トライやる・ウィークの中学生の感想】

- オンブズパーソンにきて、いろんな事を学びました。子どもに権利があるとか、自分で決める事とか勉強できた。初めて体験したことは100人ぐらいの前で紙芝居をする時はすごく緊張しました。
- おもしろかった事は紙芝居です。たくさん練習した結果、全員なんとか失敗せずにやり終えることができました。この経験をいかして次のステップに進んでいきたいです。



中学生のお兄ちゃん頑張って！



民生委員・児童委員の方にしっかり説明しました。



図書の整理もチームワークがとれていました。

〔2〕おとなたちへの広報・啓発

2008 年次に実施したおとな向けの広報・啓発活動のあらましは以下のとおりです。市内のみならず、市外の自治体や団体等からの講演会の依頼も多くあります。川西市における子どもの権利擁護の取り組みについて、関心の高さがうかがわれます。

市機関職員対象の研修会（市の機関主催）

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソン等が講師として招かれ開催されたものです。今後も、行政・学校園の関係職員との対話の機会を増やしていけるよう、市教育委員会、福祉等との連携をさらに図っていく必要があります。

【主な研修会とテーマ】

- 市人権教育協議会就学前教育部会研修会（幼・保の職員）
 - ①「保護者との連携」 ②「他人に任せる／責任を引き受ける」
- 保育所中堅職員研修（保育士） 「保護者とのコミュニケーションについて」

市民等対象の研修会等（社会教育団体等主催）

民生委員・児童委員、社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等にオンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な研修会とテーマ】

- 市人権教育協議会社会教育部会研修会（PTA 他社会教育団体）
 - 「子ども、学校、家庭へのまなざしの再生を ～子どもの権利の観点から～」
- 市内保育所保護者懇談会
 - ①「違うっていうことをどう考えるか」
 - ②「子どもの見せる姿をどうみるか ～子ども理解はおとなを幸せにする～」
- 市民生委員児童委員協議会連合会児童福祉部会研修会
 - 「子どもの人権オンブズパーソンについて」
- 小学校区人権啓発推進委員会講演会 『『譲り、育てる』『教え、導く』』



市人権教育協議会社会教育部会研修会

オンブズパーソン活動報告会

3月8日、広く市民を対象に、2007年次のオンブズパーソンの制度運営の報告会をアステ川西ホールで行い、104名の参加者がありました。特に民生委員・児童委員の方にはたくさん参加いただきました。



第一部では、2007年次の活動概況や特徴をスクリーンに映写し、報告しました。

続いて、第二部では、「子どもの育ちを考える～子どもの現場からみたオンブズパーソン～」というテーマで、ゲストに川西中学校上西校長と川西保育所澁野所長をお迎えして、オンブズパーソンとトークセッションを行いました。

【2007年次報告会・参加者のアンケートから】

＜報告会についての意見・感想など＞ 抜粋

- 当事者間では見えない、または見過ごされがちなところを第三者が介入することで新しい発見があったりしてよいのかも知れないと思いました。
- 12月に民生委員・児童委員になって、初めて参加させていただきました。実際どのような活動をされているのかあまりわかっていなかったというか、わかろうとしていなかったと思います。今後はもっと関心をもっていきたいと思います。
- 保育所へオンブズパーソンが出向いていることは知りませんでした。子育て中の保護者には、いろいろな話を聞くことができ安心できると思います。
- 本日参加されているのは、どのような方々なのでしょう。子育て真っ最中の人に参加されていることを願います。教師の参加も多くあったらよいですね。
- 学校の先生の中には、オンブズを嫌がっている人がいるが、聴いてもらえない、分かってもらえないと思っているのではと思った。
- 学校の中の組織とか、地域性とか、子どものまわりの文化的背景など、市内の学校の実態は様々です。そういう川西の現状も考慮されたうえで、子どもに寄り添っていただけるように、と願います。また、福祉関係者の力を借りる動き（虐待・DVなど）につながりますように。
- 核家族化が進み、少子化が進み、多様な人々との出会いのチャンスが少ない今の子どもたちには、選択肢があることは、それだけほっとするチャンスがあるということだと思います。

〔3〕 制度・活動に関する問い合わせ・視察

2008 年次における、本制度に関する問い合わせと視察・取材などは全部で 64 件ありました（表 3-2）。うち視察・取材は 22 件でした。

行政機関や自治体議員等からの問い合わせ

今から 10 年前に川西市が全国で初めて本制度を設置して以降、神奈川県川崎市や岐阜県岐南町、同県多治見市、埼玉県、福岡県志免町、三重県名張市など、公的子どもオンブズ制度の全国的な広がりがみられます。

これに伴って、川西市の先駆的な取り組みが広く認知されてきているといえます。2007 年に愛知県豊田市で「子ども条例」が制定され、川西市での具体的な取り組みを知りたいと本年 4 月に子どもの権利擁護委員就任予定者が視察に訪れました。また、本年 11 月に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定した札幌市からも、多くの市議会議員が視察に訪れるなど、その他の自治体議員の視察を多く受けました。（前年次は 13 件、前々年次は 8 件）。本市の取り組みを参考に、子どもの権利に関する条例の制定や子どもの権利救済システムの導入などが、各地で検討されつつあります。

【視察ではこんな質問を受けました。】

- ・ 条例制定の背景・経緯について （なぜ、救済制度が必要だったのか）
- ・ 制度の特徴及び活動内容について
- ・ 他の相談機関との連携や役割分担について
- ・ 市民の評価について
- ・ 10 年目を迎えてその効果について 他

◇韓国からの視察も

6 月には、韓国子どもの権利学会会長の安東賢さんアンドンヒョンが川西市に訪れ、市長への表敬訪問を行い、その後オンブズパーソンと意見交換をしました。韓国では 2004 年に政府が「校内暴力予防対策特別法」を制定し、様々な努力をしていることや「いじめ」という言葉は、韓国でも通じるという報告がありました。

表3-2 視察・問い合わせ件数(2008年次)

視察・問い合わせのあった機関等	件数 (※)
行政機関	26 (5)
自治体議員	20 (12)
マスコミ	6 (2)
研究者・大学生等	5 (3)
NPO・団体等	1 (0)
市民個人	6 (0)
合計件数	64 (22)

※()内はオンブズパーソン事務局を直接訪れた
視察・取材の件数



左が安東賢さん。漢陽大学医学部教授で、韓国における小児精神科医の代表的な存在である。

◇「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2008

「子どもの相談・救済」の分科会で発表

今回で 7 回目を迎えた「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2008^{*1} が 10 月 30 ～ 31 日「東京で一番子育てがしやすいまち」を目指している東京都世田谷区で開催されました。自治体関係者、研究者、市民・NPO 関係者など総勢 700 人以上の参加のもと、それぞれの子ども施策・事業の取り組みについて発表、情報・意見交換を行いました。

1 日目の全体会は、「子ども支援の総合化」というテーマでシンポジウムが行われ、世田谷区や江戸川区、豊田市の事例発表がありました。現在、少子化対策のための子育て支援が中心になっているが、子ども支援の事業化、子どもに視点をあてた、子どもの意見を取り出した「子どもにやさしいまちづくり」施策をもっと展開する必要があるなど活発な意見交換がありました。



全体会

2 日目の分科会は、7 つの分科会に分かれて行われ、川西市からはオンブズパーソンと相談員が「子どもの相談・救済」の分科会に参加し、「子どもの人権 オンブズパーソン制度について」の発表を行いました。オンブズパーソンには擁護者、代弁者、公的良心の喚起者としての責務があり、人と人をつなぐ第三者の役割であることなど相談事例など通して説明しました。



分科会

「子どもの相談・救済に関する関係者会議」

全国自治体シンポジウムの開催に伴い、11 月 1 日に子どもの権利擁護システムを設置している（設置予定も含む）自治体関係者（約 20 自治体）や研究者が集まって「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が行われました。

新しく救済制度を立ち上げた自治体からは、10 年目を迎えた川西市のオンブズパーソン活動の経験から、児童虐待の相談のかかわり方など具体的な事例対応などについて、多くの質問が寄せられました。

^{*1} このシンポジウムは、2002 年川西市での第 1 回開催を皮切りに毎年実施されており、神奈川県川崎市、岐阜県多治見市、千葉県市川市、福岡県志免町、愛知県高浜市、そして本年第 7 回目として、東京都世田谷区で開催されました。子ども施策を自治体の重要な課題として積極的にとらえる自治体関係者と、子どもの権利条約の実施と普及をめざして研究をすすめる子どもの権利条約総合研究所が共同して開催しています。

第 4 章

オンブズパーソン会議と情報公開

- 〔1〕 オンブズパーソン会議の開催状況
- 〔2〕 個々の事例に関する研究協議の開催状況
- 〔3〕 情報公開の対応

第 4 章 オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、オンブズパーソン会議を招集して、条例運営の重要事項について話し合っ決定します。

「重要事項」とは、

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市長に報告し、公表する場合

これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

〔1〕 オンブズパーソン会議の開催状況

オンブズパーソン会議の開催状況 2008年次(1月～12月)

会 議	開催期日	議 案 等
第 1 回会議	4 月 10 日	(議案第 1 号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (議案第 2 号) 調査の不実施について (報告事項) ① 2008 年度当初予算について ② 2008 年 1 月～3 月の相談等の受付状況について
第 2 回会議	11 月 20 日	(議案第 3 号) 2008 年次運営状況等の報告及び公表について (議案第 4 号) 2008 年次の勧告・意見表明等の公表について (報告事項) ① 2008 年 1 月～10 月の相談等の受付状況について

本年次は、オンブズパーソン会議を計 2 回開催しました。審議された各議案のあらましは次のとおりです。

議案第 1 号

調査相談専門員のうち専門員の委嘱任期满了に伴う次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、オンブズパーソン経験者 4 名、相談員経験者 1 名、元学校長 1 名の計 6 名の推薦を全員一致で決定しました。

議案第 2 号

2008 年申立て第 2 号について、申立てを受理した後においても、その必要がないと認めるときは調査を中止し、又は打ち切ることの提案説明を行ったところ、当該調査については、申立人が本件申立てを取り下げる意向を明確に示したことから、調査を実施しないことが相当との判断を全員一致で決定しました。

議案第 3 号

条例第 20 条に基づく 2008 年次の運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等が提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

議案第 4 号

条例第 18 条に基づく 2008 年次の勧告・意見表明等の公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、どこまでの内容を公表するか協議され、いずれの案件についても、個人のプライバシーに細心の注意を払い、積極的に公表していくことを全員一致で可決しました。

〔2〕 個々の事例に関する研究協議の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、オンブズパーソンと相談員等が意見交換し、個々の事例に関してそれぞれの専門分野から丁寧にケース検討をおこなう「研究協議」を開催します。原則として毎週木曜日の午後、約 5 時間をかけて、全員で検討、意見交換をおこないます。ただし、研究協議は具体的な個々のケースを取り扱うため、個人情報も多く、原則非公開としています（詳しくは、p.11〔3〕個別救済までの主な流れを参照）。

「研究協議」の開催状況（2008年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	3	4	5	4	5	3	4	5	4	4	49 回

〔3〕 情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱に従い対応を行っております。

また、条例第 20 条においてオンブズパーソンの運営状況等の報告及び公表を義務づけており、この活動報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめ、市長に報告し、市民に公表しています。これを行うことにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実が一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

本年次は、市情報公開条例第 6 条の規定にもとづく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関等の独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるものとなります。

しかしながら、オンブズパーソンから市の関係機関に対し勧告した文書や意見表明をした文書は、是正や改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするもので、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則といえます。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いては、活動報告書において原則公開を行っています。

個人情報開示関係

本年次は、市個人情報保護条例第 21 条にもとづく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。事務局では、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例
2008年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10(1998)年 12 月 22 日

川西市条例第 24 号

目 次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 オンブズパーソンの設置等(第 4 条―第 9 条)

第 3 章 救済の申立て及び処理等(第 5 条―第 18 条)

第 4 章 補則(第 19 条―第 22 条)

付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項（以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。）のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな（以下「本市内の子ども又はおとな」という。）から擁護及び救

済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第 7 条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者 及

び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認

めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1)重大な虚偽があることが明らかである場合

(2)オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3)議会の権限に属する事項である場合

(4)前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4 前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

（市の機関への通知）

第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

（勧告、意見表明等）

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（是正等の要望及び結果通知）

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

（報告）

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定す

る意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

（公表）

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補 則

（事務局等）

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

（運営状況等の報告及び公表）

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

（子ども及び市民への広報等）

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行）

2008年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

2008年12月1日現在

職 名	氏 名	職業等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	羽 下 大 信	甲南大学教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	桜 井 智恵子	大阪大谷大学教授
オンブズパーソン	泉 薫	弁護士
調査相談専門員(チーフ相談員)	森 澤 範 子	市嘱託職員
調査相談専門員(相談員)	太 田 朋 恵	市嘱託職員
同	渡 邊 純 子	市嘱託職員
同	渡 邊 充 佳	市嘱託職員
調査相談専門員(専門員)	野 澤 正 子	千里金蘭大学教授
同	塚 野 喜 恵	小児科医
同	田 中 文 子	(社)子ども情報研究センター所長
同	川 端 利 彦	児童精神科医
同	生 田 収	元校長
同	池 谷 博 行	弁護士

10周年記念誌&子どもオンブズ・レポート2008

2009（平成 21）年 3 月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局

〒 666-8501 川西市中央町 12-1 TEL072-740-1235 FAX072-740-1233

相談専用 072-740-1234 フリーダイヤル（市内）0120-197-505

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/
